

子どもを取り巻くインターネットの現状に関する調査研究

インターネットトラブル事例解説集（平成 22 年度版）

目次

はじめに	3
ネット社会の7つのトラブル	
1 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ	
1-1 SNSやプロフでのいじめ	6
1-2 メールによるいじめ	11
1-3 なりすまし投稿による誹謗中傷	15
1-4 動画サイトを用いたいじめ	19
2 ウイルスの侵入や個人情報の流出	
2-1 パソコンのコンピュータウイルスの感染	23
2-2 SNSやプロフからの個人情報流出による嫌がらせ	27
2-3 ID・パスワードを教えたことによる不正アクセス	31
3 インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求	
3-1 大人名義のクレジットカードの無断使用	34
3-2 インターネットショッピングでのトラブル	38
3-3 無料ゲームサイトでのトラブル	42
3-4 不当請求（ワンクリック請求など）	45
4 著作権法等の違反	
4-1 ゲームソフトの違法ダウンロード	49
4-2 動画の違法なアップロードとダウンロード	53
5 誘い出しによる性的被害や暴力行為	
5-1 SNSやゲームサイトで知り合った人からの誘い出し・脅迫	57
5-2 出会い系サイトで知り合った人からの性的脅迫	62
5-3 掲示板等への書き込みが原因での暴力行為	66
6 ネット依存による健康被害	
6-1 ゲーム依存やパソコンの長時間使用による日常生活への悪影響	70
6-2 ケータイ依存による情緒不安定	73
7 犯行予告等	
7-1 地域社会に不安を与える犯行予告	77
7-2 掲示板での特定の個人に対する嫌がらせ	82

はじめに

現代社会は高度情報通信社会と呼ばれ、携帯電話やパソコンからいつでもどこでも、気軽にインターネットに接続でき大変便利になっています。

その一方で、様々なネットいじめやネット犯罪が起き、それに子どもたちが巻き込まれるケースが増加しています。また、子どもが被害者だけでなく加害者になるケースも出ています。

この「インターネットトラブル事例解説集（平成 22 年度版）」は、実際に身近に起きたトラブルとして「インターネットトラブル事例集（平成 22 年度版）」に掲載した事例について解説したものです。これらの事例は、平成 21 年度に 100 人以上の小中学校の教師の方々、1,000 人以上の小中学生の保護者の方々を対象に行ったアンケート調査、インターネットトラブルに日々対応されている専門家の方々へのヒアリング調査から得られた代表的な事例に、平成 22 年度に小中高校の教師の方々、インターネットトラブルに日々対応されている専門家の方々などへのヒアリング調査から得られた最新の事例に基づいて改訂を加えたものです。

各事例について、そのトラブルの原因となる要素は、①知識・スキル不足、②家庭内や友人とのコミュニケーション不足や希薄な人間関係、に大きく分けることができると考えられるため、本書では、①知識・スキルの観点、②コミュニケーションの観点から、予防策・対処方法を説明しています。複数の事例に共通するような予防策・対処方法もありますが、事例ごとに完結した説明となるよう配慮しています。

また、各事例の説明の最後には、「指導のポイント」として、予防策・対処方法のうち、保護者、教師の方々が子どもたちに指導するポイントをまとめていますので、参考にいただければ幸いです。

トラブル事例の分類とトラブルが引き起こす問題

本書では、以下に示すインターネット社会の 7 つのトラブルごとに選定した計 20 件の事例について解説しています。

- 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ
- ウイルスの侵入や個人情報の流出
- インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求
- 著作権法等の違反
- 誘い出しによる性的被害や暴力行為
- ネット依存による健康被害
- 犯行予告等

トラブルの現象面に表れていることは様々ですが、インターネット上のトラブルの対応策は、大きく 2 つに集約することができます。

- ① 子どもたちが、インターネット上の情報を見分け、インターネット上での自分の行動や責任について判断できる力を持つこと

- ② 家庭及び学校でインターネットトラブルについて指導し、子どもとよくコミュニケーションをとるとともに、しっかり監督すること

そこで、ベースとなる共通項についての対応策について、①知識・スキルの観点、②コミュニケーションの観点から考えてみましょう。

トラブルの予防策・対処方法の基本的な考え方

1 | 知識・スキルの観点

インターネットの特性（インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができない、インターネットは匿名ではなく、書き込んだ人を特定することができる、など）を理解したうえで、インターネットを利用するように指導しましょう。

また、他人の誹謗中傷をしないといった基本的なモラルを身に付け、法律やきまりを守り、行動することは、日常生活だけでなくインターネットでも同じです。こうした社会のルールについても学習できるように、家庭や学校で様々な機会をつくって、子どもたちを指導していきましょう。

2 | コミュニケーションの観点

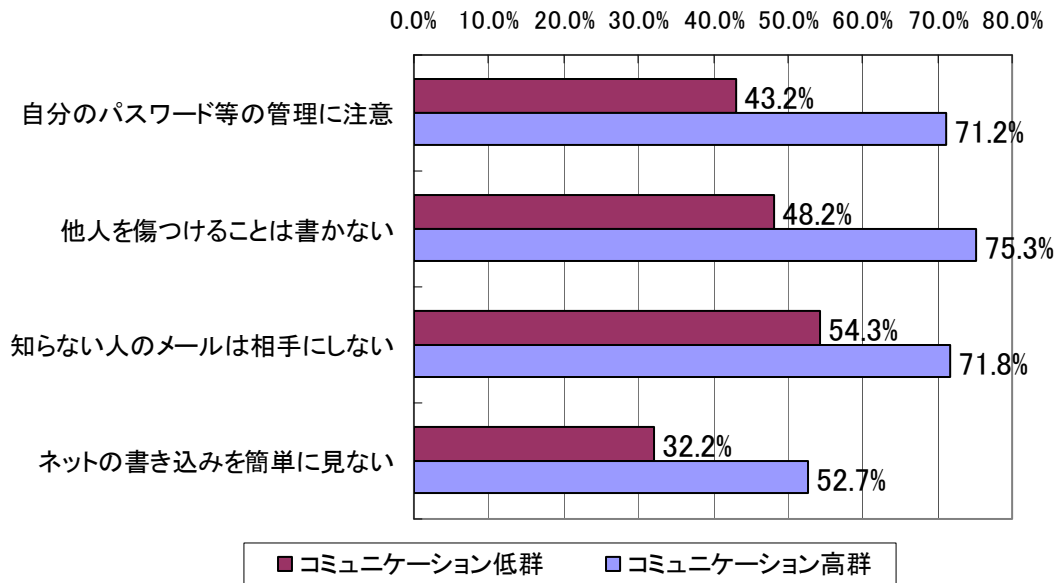
家庭や学校でのコミュニケーション、人間関係について、興味深いデータがあります。警視庁の調査によると、保護者や教師、友人などとのコミュニケーションが良好な場合（コミュニケーション高群）は、そうではない場合（コミュニケーション低群）に比べ、インターネット上の危険性を回避する行動をとっている者の割合が高くなっています（図1参照）。

（出典）中学生の携帯電話によるインターネットの利用等に関する調査（平成21年2月；警視庁）

これは、実生活場面で他者との関係を良好に保つことが、インターネット上の危険性を回避する態度を形成できる要因の一つであることを示しており、日頃から家庭や学校での会話を大切にすることが重要だということが分かります。

子どもとコミュニケーションを密に交わし、保護者や教師など周りの大人に気軽に相談できる関係をつくることで、子どもの日常生活や体調の変化、悩みごとの有無などを察知できます。保護者や教師も、SNSやプロフ、ブログ、動画サイトなど子どもが関心を持っているサービスを実際に閲覧し、内容をチェックしてみることで、子どもと話し合いのきっかけができたり、子どもの気持ちをより理解しやすくなったりするきっかけになります。

図1 実生活のコミュニケーションの状況とネット上の危険回避行動



(出典)「中学生の携帯電話によるインターネット利用等に関する調査」(平成21年2月;警視庁)

調査期間:平成20年7月1日~20日

調査対象:東京都内の中学生3,049名

(グラフは、携帯電話を保有していると回答した2,256名についてのデータ)

1 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

1-1 SNSやプロフでのいじめ

書き込みやメールでの
誹謗中傷やいじめ

SNSやプロフなどで、身のまわりに起きた出来事を発信したり、友だちの書いた日記などにコメントを書き込んだりする子どもたちが増えています。

SNSの利用者数は年々増加しており、書き込みがもとになったトラブルも数多く発生しています。

多
深

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）
プロフ：自己紹介（プロフィール）サイト



小学6年生（男子）のAくんは、多くの友だちが登録されているSNSで日記を書いています。

ある時、Aくんは冗談のつもりで、友だちのBくんの悪口をSNS上の日記に書き込みました。Bくんには見られない設定にしていたのですが、他の友だちがそれをコピーして書き込みをしたことで、Bくんにもその悪口が伝わりました。

Aくんが書き込んだ内容に怒ったBくんは、自分の日記にきつい言葉でAくんへの文句を書き込みました。それはSNS上の友だちにあっという間に広がりました。

それを知ったAくんは落ち込んで、学校に行けなくなってしまいました。

【事例の解説（SNSやプロフでのいじめ）】

SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、インターネット上で友だち等を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービスです。自分のプロフィールや日記等を、公開先の範囲を選択して公開できるほか、SNS上の友だち等の日記や投稿等を閲覧したり、コメントしたり、メッセージを送ったりすることができます。平成22年12月現在、国内最大手のSNSの利用者数は約2,400万人で、うち18歳未満の利用者数は約330万人です。

プロフ（プロフィールサイト）とは、インターネット上で公開する自己紹介サイトのことであり、無料で作成できます。サイトにあらかじめ用意されている質問項目（性別・名前・誕生日・住んでいるところなど）から、公開したいものだけに答えていくだけで簡単に自己紹介ページをつくることができ、写真を掲載することもできます。

SNSやプロフはコミュニケーションツールにもなっており、子どもたちは、自分のことを友だちに知ってほしい、情報を交換したいという気持ちから、プロフに自分の身の回りで起こったことを書き込んだり、友だちとの写真を掲載したりして、楽しんでいます。

一方で、SNSやプロフでの書き込みが原因のトラブルも数多く発生しています。これらのトラブルの多くは、子どもたちが自分の書いた言葉が相手にどのように伝わるかの配慮に欠けていたり、自らの行動がどのような結果を招くかの理解が不足していたりすることに起因しています。子どもたちが軽い冗談のつもりで書き込んだ言葉でも、相手の気持ちを考えていないものは相手を傷つけてしま

うことがあります。また、SNSやプロフのような短い文章でのコミュニケーションは、誤解されることも多々あります。

また、SNSやプロフがいじめに使われたりすることも多く、他人の名前、連絡先をかたってSNSやプロフを作り、顔写真を掲載して、援助交際を希望する書き込みをしたり、友だちの悪口を書き込んだりするといった、悪質ないじめの道具にもなっています。SNSやプロフでのいじめが、現実のいじめに発展することもあります。

SNSやプロフでのいじめは保護者や教師が気づかないうちに進行します。これは、SNSやプロフが友だち限定で公開されることが多く、大人がSNSやプロフのサービスや書き込みの内容を把握しづらいことが一因です。また、友だち限定で公開しているという安心感から、情報発信に対する緊張感が緩みがちになる点も注意が必要です。

文部科学省の「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」(平成21年5月)によると、中高生でプロフを公開したことがある生徒の割合は、中学2年生13%、高校2年生44%となっています。その一方で、自分の子どもがプロフを公開していると思う保護者は、中学2年生の保護者7%、高校2年生の保護者16.5%となっており、保護者と子どもの間で認識の開きがあります。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「インターネットの特性を理解させる」、「悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる」、「保護者や教師がSNSやプロフを確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する」ことが挙げられます。

<予防策>

① インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まる

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができないことを理解させましょう。
- ・特にSNSやブログは、友だち限定で公開しているからと子どもは安心して軽い気持ちで書き込みをしがちですが、それは人のつながりを通じて自分の知らない人にも伝わる場合があります。書き込みは様々な人に見られる可能性があることを意識させ、内容に注意を促しましょう。

b) 書き込みをした人は特定できる

- ・SNSやプロフを含め、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録(ログ)が残ることを認識させましょう。
- ・子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合があります。

すが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができることを理解させましょう。

② 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる

- ・悪質な誹謗中傷を書き込み、相手の名誉を傷つけた場合は、刑事と民事の両方で責任を追求されることがあることを理解させましょう。
 - 刑法第 230 条（名誉毀損）では、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。」と規定されています。
 - 民法は、他人に損害を与えたら賠償金を支払うことを定めています。民法第 723 条（名誉毀損における原状回復）では、「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。」と規定されています。

③ 保護者や教師が SNS やプロフについて知り、子どもの利用状況を確認する

- ・保護者や教師が実際に SNS やプロフにアクセスし、そこから発信されている情報を見てみましょう。
- ・子どもが SNS やプロフを開設している場合は、その URL や ID などを教えてもらい、実際に携帯電話やパソコンから閲覧してみましょう。
- ・本人や友だちの実名や学校名などの個人情報に掲載されているかどうか確認しましょう。子どもたちがいかに無防備に情報を発信しているかに気づくはずです。
- ・子どもが SNS やプロフを開設しているかどうかについては、保護者どうしのネットワークを使って把握することも考えられます。

<対処方法>

① 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

- ・ SNS やプロフなどに書き込まれた内容が名誉毀損等にあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページの URL、書き込みをした者の ID などを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）したうえで、サイトの管理者等に削除を依頼することができます。
- ・身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「相手の気持ちを考えるように指導する」、「子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う」ことが求められます。

トラブルへの対処として、「トラブルにあったら大人に相談する」ことができるよう、子どもとの信頼関係を築いておくことが大切です。

<予防策>

① 相手の気持ちを考えるように指導する

a) 相手を傷つけるような言葉は使わない

- ・インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導しましょう。
- ・書き込んだ本人は軽い冗談のつもりで書いた言葉でも、気づかないうちに相手をひどく傷つけてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。

b) 文字によるコミュニケーションは感情や真意が伝わりにくい

- ・文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して感情が伝わりにくいことがあります。また、短い文章では、自分が本来伝えたい真意が伝わらずに、相手に誤解されてしまうことがあります。
- ・文字によるコミュニケーションは、対面でのコミュニケーションとは違い、相手に自分の意図が伝わりにくいことを理解させましょう。

② 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う

- ・保護者や教師は、子どもがいつでも相談しやすい環境をつくっておくとともに、子どもの様子を観察し、コミュニケーションをとる中で、心の変化や、いじめにあっていないか、いじめの兆候が表れていないかを、早く察知できるように注意を払いましょう。いじめの兆候としては、以下のようなことが挙げられます。
 - 家での会話が減る。
 - 学校や友だちのことを話さなくなる。
 - 食欲不振や不眠を訴える。
 - 家でお金がなくなったり、子どもが使い道のはっきりしないお金をほしがったりする。
 - 学校に行きたがらない、サボる。
 - 成績が低下する。
 - 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされる。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談する

a) いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は大人に相談する

- ・書き込みによる誹謗中傷は内容が過激になりやすく、周囲には知られたくないとの思いから子どもはいじめの事実を隠そうとします。しかし、言葉の暴力は子どもの心を深く傷つけるため、早急な対応が必要です。
- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、もしいじめにあったら保護者や教

師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。他の子どもがいじめにあっていることに気づいた場合についても同じです。

b) 専門家に相談するなどして子どもをケアする

- ・ 誹謗中傷を書き込まれて、子どもがショックを受けている場合は、スクールカウンセラーなどの専門家に相談し、具体的なケアについて指導を受けましょう。
- ・ 書き込みをした子どもも、家庭や学校でのストレス、心理的なプレッシャーを抱えている可能性がありますので、書き込みをした子どもに対するケアも必要です。

指導のポイント

- 相手の気持ちを考える：
 - ・ 軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷つけてしまうことがあります。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・ インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まります。特にSNSでは、友だち限定で公開しているつもりでも、その友だちを通じて自分の知らない人にも伝わる場合があります。
 - ・ インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性がある：
 - ・ 書き込んだ内容が悪質な場合は、犯罪となることがあります。インターネット上に他人の誹謗中傷を書き込んではいけません。
- 保護者や教師は、SNSやプロフを確認する：
 - ・ 保護者や教師は、子どもが見たり作ったりしているSNSやプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで実際に確認してみましょう。

1-2 メールによるいじめ

書き込みやメールでの
誹謗中傷やいじめ

子どもたちのコミュニケーション手段として、メールが使われるようになっていじめの手段としてメールが使われるようになっていきました。

メールによるいじめは、周囲の人に分かりにくいので、陰湿化しやすいのが特徴です。

多
深



中学2年生（男子）のAくんは、学校の先輩から変なポーズを取るように強要されました。恥ずかしいからと何度も断ったのですが、断り切れずにそのポーズをとったところ、写真に撮られて、多くのクラスメートや先輩にメールで送られてしまいました。

写真付きメールを受け取った何人かは、Aくんを知らない人にも転送していました。



その後、Aくんのところにはクラスメートや先輩から「そんな人とは思わなかった」などと書かれたメールがひっきりなしに送られるようになり、全く知らない人からも同じようなメールが届くようになりました。

Aくんは、メールの着信音が鳴っても、怖くてメールを読むことができなくなり、友だちとメールを楽しむこともできなくなりました。

【事例の解説（メールによるいじめ）】

学校でのいじめ、SNSやプロフ、ブログなどで発生したいじめが進行し、誹謗中傷のメールが特定の児童生徒に送られることがあります。メールは、一方的に送られ続けて逃げ場がなくなるため、被害者は家に帰っても心を休めることができません。また、メールの短い文章は過激になることが多いので、被害者に与える精神的ダメージは大きくなります。

インターネット上で発生したいじめが、学校での現実のいじめに発展することがあります。ネット上のいじめと現実のいじめが相互に影響しあっているのです。

メールによるいじめは保護者や教師の目に触れにくいので、大人の見えないところで進行します。最悪の場合、いじめが原因の自殺や事件などに発展してしまう危険性があります。

教師を対象にした調査によると、携帯電話に関する相談のうち「携帯電話のメールを利用したいじめに遭っている」と答えた人は小学校で15.8%、中学校で41.2%を占めます。

（出典）モバイル社会白書 2007（平成19年7月；NTTドコモ モバイル社会研究所）

携帯電話のメールを利用したいじめを経験している中学生が多い背景として、以下のような原因が考えられます。

- 中学校は新しい人間関係をつくる時期なので、従来とは異なるコミュニケーションをとるようになる。
- 中学校入学の時期に携帯電話を持ち始め、メールを使い始めるため、メールによるコミュニケーションが急速に広がる。（「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」（平成21年5月；文部科学省）によると、中学2年生の携帯電話の所有率は45%を超えています。）

- 自分の書いた言葉が相手にどのように伝わるかの配慮に欠けていたため、些細なコミュニケーションの行き違いが、大きなトラブルになることがある。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる」、「携帯メールの特徴について理解させる」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「携帯メールの受信拒否設定をする」ことが挙げられます。

<予防策>

① 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる

- ・悪質な誹謗中傷をメールで送るなどして、相手の名誉を傷つけたり、相手を脅迫したりした場合は、刑事と民事の両方で責任を追求されることがあることを理解させましょう。（具体的な規定の例については p. 8 を参照）

② 携帯メールの特徴について理解させる

- ・携帯メールは 24 時間 365 日アクセスすることが可能です。このため、携帯メールによる誹謗中傷は、一方的に送られ続けて逃げ場がなくなるため、被害者は家に帰っても心を休めることができません。

<対処方法>

① 携帯メールの受信拒否設定をする

- ・悪質な誹謗中傷やいじめのメールの送信者が分かっている場合は、特定の送信者のメールの受信を拒否する「受信拒否設定」を行うと有効です。
- ・設定方法が分からない場合、携帯電話会社のショップや相談窓口にご相談するとよいでしょう。

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「相手の気持ちを考えるように指導する」、「子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う」ことが求められます。

トラブルへの対処として、「トラブルにあったら大人に相談する」ことができるよう、子どもとの信頼関係を築いておくことが大切です。

<予防策>

① 相手の気持ちを考えるように指導する

a) 相手を傷つけるような言葉は使わない

- ・インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、

相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導しましょう。

- ・誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。自分が送ったメールを見て、相手がどう感じるかを考えさせたり、話し合ったりしてもよいでしょう。

b) 文字によるコミュニケーションは感情や真意が伝わりにくい

- ・文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して感情が伝わりにくいことがあります。また、短い文章では、自分が本来伝えたかった真意が伝わらずに、相手に誤解されてしまうことがあります。

文字によるコミュニケーションは、対面でのコミュニケーションとは違い、相手に自分の意図が伝わりにくいことを理解させましょう。

② 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う

- ・保護者や教師は、子どもがいつでも相談しやすい環境をつくっておくとともに、子どもの様子を観察し、コミュニケーションをとる中で、心の変化や、いじめにあっていないか、いじめの兆候が表れていないかを、早く察知できるよう注意を払いましょう。(p.9を参照)
- ・特に携帯メールによるいじめの兆候としては、以下のようなことが挙げられます。
 - ・ 携帯メールの着信音におびえるようになった
 - ・ 携帯メールに返信しないようになった
 - ・ 以前は着信音を出していたのに、バイブレーションのみになった

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談する

a) いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は大人に相談する

- ・メールでのいじめは特に陰湿になる傾向があり、周囲には知られたくないとの思いから子どもたちはいじめの事実を隠そうとします。しかし、言葉の暴力は子どもの心を深く傷つけるため、早急な対応が必要です。
- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、もしいじめにあったら保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。他の子どもがいじめにあっていることに気づいた場合についても同じです。

b) 専門家に相談するなどして子どもをケアする

- ・メールによるいじめで、子どもがショックを受けている場合は、スクールカウンセラーなどの専門家に相談し、具体的なケアについて指導を受けましょう。
- ・メールを送った子どもも、家庭や学校でのストレス、心理的なプレッシャーを抱えている可能性がありますので、メールを送った子どもに対するケアも必要です。

指導のポイント

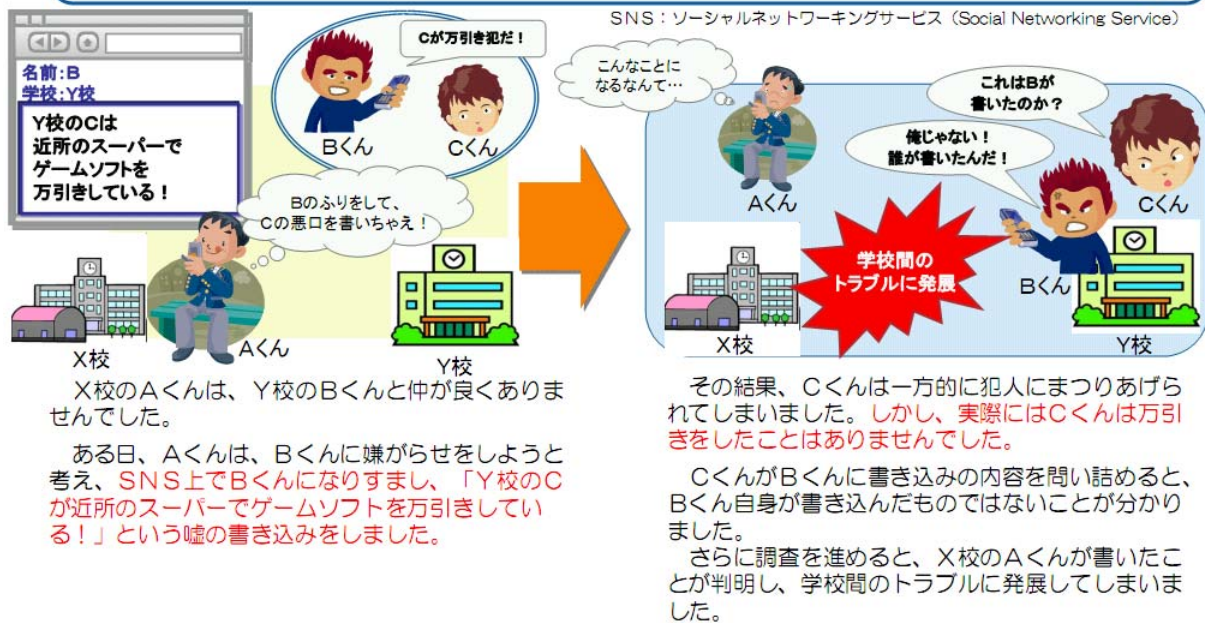
- 相手の気持ちを考える：
 - ・否定的なメールが頻繁に届くことで、メールの受け手は送り手の想像以上に傷つきます。相手を傷つけるような言葉は使わないなど、相手の気持ちをよく考えましょう。
 - ・文字によるコミュニケーションは、対面と比べて感情や真意が伝わりにくいので気をつけましょう。
- 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性がある：
 - ・メールの内容が悪質である場合は、犯罪となることがあります。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
 - ・保護者や教師は、子どもが相談しやすい環境をつくるとともに、子どもの様子から心の変化やいじめの兆候を早く察知するよう努めましょう。

1-3 なりすまし投稿による誹謗中傷

書き込みやメールでの
誹謗中傷やいじめ

SNSや掲示板などで、他人になりすまして誹謗中傷の書き込みをするなど「なりすまし投稿」によるトラブルが発生しています。

深
犯



【事例の解説（なりすまし投稿による誹謗中傷）】

「なりすまし投稿」とは、SNSやプロフ、ブログ、掲示板などの多くの人が閲覧するサイトに、友だちや架空の人物になりすまして投稿したり、コメントを書き込んだりする行為です。他人になりすましてみだらな写真を掲載したり、援助交際を求める記事を投稿したり、誹謗中傷を書き込んだりします。

なりすましをされた被害者は、誰がなりすましたのかが分からないため、疑心暗鬼になり心理的なプレッシャーを受けてしまいます。

この事例では、氏名や年齢等の情報がSNSの自己紹介ページに掲載されていたため、あたかも本人が書き込んだかのようななりすましが行われました。

なりすまして投稿した人は、誰が書いたか分からないと思っている場合がありますが、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ります。悪質な誹謗中傷で事件に発展する恐れがある場合、警察からの要請があればサイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。

この事例のように、なりすまし投稿は冤罪の被害者を生み出すだけでなく、相手の信用・名誉を著しく傷つけてしまいます。また、なりすまして投稿した人と被害者の人間関係も崩壊してしまいます。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「インターネットの特性を理解させる」、「悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する」ことが挙げられます

<予防策>

① インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まる

・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。

b) 書き込みをした人は特定できる

・SNSやプロフ、ブログ、掲示板など、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ることを認識させましょう。

・子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができることを理解させましょう。

② 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる

・悪質な誹謗中傷を書き込み、相手の名誉を傷つけた場合は、刑事と民事の両方で責任を追求されることがあることを理解させましょう。（具体的な規定の例については p. 8 を参照）

<対処方法>

① 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

・SNSやプロフ、ブログ、掲示板などに書き込まれた内容が名誉毀損等にあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページのURL、書き込みをした者のIDなどを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）したうえで、サイトの管理者等に削除を依頼することができます。

・身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「相手の気持ちを考えるように指導する」、「子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う」ことが求められます。

トラブルへの対処として、「トラブルにあったら大人に相談する」ことができるよう、子どもとの信頼関係を築いておくことが大切です。

<予防策>

① 相手の気持ちを考えるように指導する

- ・インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導しましょう。
- ・書き込んだ本人は軽い冗談のつもりで書いた言葉でも、気づかないうちに相手をひどく傷つけてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。

② 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う

- ・保護者や教師は、子どもがいつでも相談しやすい環境をつくっておくとともに、子どもの様子を観察し、コミュニケーションをとる中で、心の変化や、いじめにあっていないか、いじめの兆候が表れていないかを、早く察知できるよう注意を払いましょう。(p.9を参照)

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談する

a) いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は大人に相談する

- ・なりすまし投稿によるいじめ（いわれのない誹謗中傷など）は、被害者の心を深く傷つけます。周囲には知られたくないとの思いから、子どもたちはいじめの事実を隠そうとします。
- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、もしいじめにあったら保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。他の子どもがいじめにあっていることに気づいた場合についても同じです。

b) 専門家に相談するなどして子どもをケアする

- ・なりすまし投稿による誹謗中傷などを書き込まれて、子どもがショックを受けている場合は、スクールカウンセラーなどの専門家に相談し、具体的なケアについて指導を受けましょう。
- ・なりすまし投稿をしてしまった子どもも、家庭や学校でのストレス、心理的なプレッシャーを抱えている可能性がありますので、その原因を探り、どのように解決したらいいかを考えましょう。

指導のポイント

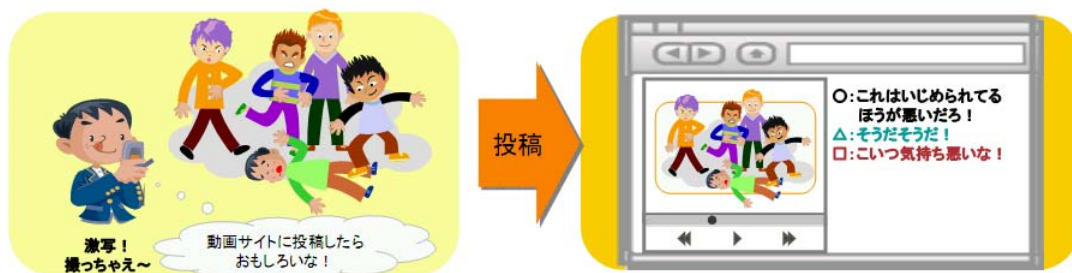
- 相手の気持ちを考える：
 - ・書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考え、相手を傷つけるような言葉は使わないようにしましょう。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性がある：
 - ・書き込んだ内容が悪質である場合は、犯罪となることがあります。インターネット上に他人の誹謗中傷を書き込んではいけません。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・インターネット上でいわれのない誹謗中傷をされた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

1-4 動画サイトを用いたいじめ

書き込みやメールでの
誹謗中傷やいじめ

子どもたちの間でも動画サイトが利用されるようになっていきます。子どもでも手軽に動画を投稿することができるため、いじめの動画を投稿したり、それがきっかけとなって、さらなる悪質な誹謗中傷やいじめが発生しています。

深
犯



中学2年生(男子)のAくんは、いつも同じクラスの数人からいじめにあっていました。

ある日、数人のうち1人が、いじめの様子を携帯電話を使って動画で撮影しました。

その数人はおもしろがり、これを動画サイトに投稿しようという話になりました。

いじめの動画が動画サイトに投稿されると、それを見た他の生徒から、Aくんを誹謗中傷する書き込みが相次ぎました。

Aくんへのいじめはさらに深刻になり、Aくんは学校に行けなくなってしまいました。

【事例の解説(動画サイトを用いたいじめ)】

動画サイトとは、インターネット上で、様々な人が動画を自由に投稿できるサイトのことを指します(動画投稿サイト、動画共有サイトなどともいいます)。音楽やアニメなど様々なジャンルの動画を投稿・共有できます。

平成21年10月にネットレイティングス株式会社が実施した動画サイト利用者数調査によると、最大手の動画サイトの利用者数は平成21年9月に2,248万人を数えており、現在も増加傾向にあります。最近では、動画と合わせてコメントを投稿する機能を備えており、動画投稿者とコメント投稿者との双方向性が人気となっている動画サイトも存在します。

動画投稿の手軽さから、様々な動画が投稿されています。著作権を侵害したアイドルグループの動画やアニメの動画などのトラブルも多く報告されています。

動画サイトは、子どもたちにとっても非常に人気の高いサービスです。総務省の実施した「ソーシャルメディアの利用実態に関する調査」によると、動画サイトを週1回以上閲覧する若年層(10代~30代)で68.7%、中年層(40代・50代)で58.7%、高齢層(60歳以上)で56.3%と、すべての年代で半数を超えており、動画サイトは大きな影響力があります。今まで簡単に手に入らなかった動画を手軽に閲覧でき、大きなメリットも期待できますが、著作権の侵害やいじめの温床になる可能性も否定できません。

この事例は、いじめの様子を動画サイトにアップロードした事例であり、動画サイトによる新たな脅威となっています。動画投稿者とコメント投稿者の双方向性を担保するコメント機能は、さらなる

いじめや誹謗中傷を引き起こすおそれもあります。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「動画サイトの特性を子どもに理解させる」、「悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる」、「保護者や教師が動画サイトについて知り、子どもの利用状況を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「悪質な誹謗中傷の動画投稿があった場合は削除依頼する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 動画サイトの特性を理解させる

a) 投稿された動画は多くの人にすぐに広がる

- ・投稿された動画は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された動画は完全には消すことができないことを理解させましょう。
- ・動画サイトにはコメント投稿機能があり、動画に対してコメントをつけることができます。これを使ってさらなる誹謗中傷やいじめの書き込みが行われ、トラブルが拡大する可能性があります。

b) 動画投稿者は特定できる

- ・動画サイトを閲覧したり、動画サイトに投稿したりすると、それらの記録（ログ）が残ることを認識させましょう。
- ・警察からの要請があれば、動画サイトの運営会社（運営者）は投稿の記録を提出しなければならないので、どのコンピュータから投稿したかが分かり、投稿者を特定することができることを理解させましょう。

② 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる

- ・悪質な誹謗中傷となる動画投稿を行い、相手の名誉を傷つけた場合は、刑事と民事の両方で責任を追及されることがあることを子どもに理解させましょう。

③ 保護者や教師が動画サイトについて知り、子どもの利用状況を確認する

- ・保護者や教師が実際に動画サイトにアクセスし、投稿されている動画やコメントを見てみましょう。子どもが動画サイトの閲覧や投稿を頻繁に行っている場合は、そのURLやIDなどを教えてもらい、実際にパソコンや携帯電話から閲覧してみましょう。
- ・子どもが動画投稿をしているかどうかについては、保護者どうしのネットワークを使って把握することも考えられます。

<対処方法>

① 悪質な誹謗中傷の動画投稿があった場合は削除依頼する

- ・動画サイトに投稿された動画やコメントが名誉棄損等にあたると思われる場合は、投稿された動画やコメント、ページのURL、投稿者のIDなどを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）したうえで、サイトの管理者等に削除を依頼することができます。
- ・身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「相手の気持ちを考えるように指導する」、「子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う」ことが求められます。

トラブルへの対処として、「トラブルにあったら大人に相談する」ことができるよう、子どもとの信頼関係を築いておくことが大切です。

<予防策>

① 相手の気持ちを考えるように指導する

- ・インターネット上では、日常生活と同じように、自分の行いに対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような行動はとらないよう指導しましょう。
- ・投稿した本人は軽い冗談のつもりで投稿した動画でも、気づかぬうちに相手をひどく傷つけてしまうことがあります。誹謗中傷のつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。
- ・このほか、動画サイトへの投稿に関しては、社会的・倫理的に問題のある動画を投稿する事例が見られます（例えば、脱衣の経過、公衆トイレへのいたずらの経過等を撮影した動画）。不用意な動画投稿はしないように指導しましょう。

② 子ども心の変化やいじめの兆候に注意を払う

- ・保護者や教師は、子どもがいつでも相談しやすい環境をつくっておくとともに、子どもの様子を観察し、コミュニケーションをとる中で、心の変化や、いじめにあっていないか、いじめの兆候が表れていないかを、早く察知できるよう注意を払いましょう。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談する

a) いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は大人に相談する

- ・周囲には知られたくないとの思いから、子どもはいじめの事実を隠そうとします。
- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、もしいじめにあったら保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。他の子

どもがいじめにあっていることに気づいた場合についても同じです。

b) 専門家に相談するなどして子どもをケアする

- ・ いじめの動画を投稿されたり誹謗中傷を書き込まれたりして、子どもがショックを受けている場合は、スクールカウンセラーなどの専門家に相談し、具体的なケアについて指導を受けましょう。
- ・ 動画投稿をした子どもも、家庭や学校でのストレス、心理的なプレッシャーを抱えている可能性がありますので、書き込みをした子どもに対するケアも必要です。

指導のポイント

- 相手の気持ちを考える：
 - ・ いじめの動画が投稿された事例を話し、投稿された動画を見て相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
- 動画サイトの特性を理解する：
 - ・ 投稿された動画は多くの人にすぐに広まり、一度公開された動画は完全には消すことができません。
 - ・ 動画サイトへの投稿は、調べれば投稿者を特定することができます。
- 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性がある：
 - ・ 投稿された動画の内容が悪質である場合は、犯罪となることがあります。インターネット上で他人の誹謗中傷をしてはいけません。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・ いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

2 ウイルスの侵入や個人情報の流出

2-1 パソコンのコンピュータウイルスの感染

ウイルスの侵入や
個人情報の流出

パソコンにセキュリティ対策を行わなかったため、子どもがアクセスした不正サイトからウイルスに感染してパソコンが動かなくなったり、個人情報が盗まれたりする被害が起きています。

多



小学5年生（男子）のAくんは、友だちの間で流行しているオンラインゲームの裏技や攻略法を無料でダウンロードできるサイトがあることを聞きました。

サイトにアクセスしたのですが、特に問題なくゲーム攻略法がダウンロードできたので、ウイルスに感染したことは気づきませんでした。



しかし、実際にはAくんのパソコンはウイルスに感染して、オンラインゲームのIDとパスワードが盗まれてしまいました。翌月、オンラインゲームの会社から多額の請求が届いて、初めてAくんはそれに気がつきました。

Aくんは、このゲーム攻略法サイトを別の友だちにも教えたので、友だちのパソコンもウイルスに感染してしまいました。

【事例の解説（パソコンのコンピュータウイルスの感染）】

近年、インターネット経由のコンピュータウイルスの被害が増加し、快適で安全なコンピュータの利用が妨げられています。平成23年1月の警視庁ハイテク犯罪対策総合センターの相談窓口における電話受理状況によると、ネットワークセキュリティやウイルスによる被害は全体の約9.6%を占めています。

平成23年1月の「コンピュータウイルス・不正アクセスの届出状況」（情報処理推進機構（IPA）セキュリティセンター）によると、1カ月のウイルス検出数は約2.3万個、ウイルス届出件数は1,106件となっています。（なお、平成22年の1年間のウイルス届出件数は13,912件）

また、同センターには、ウェブサイトが改ざんされ、そのサイトを閲覧するだけでウイルスに感染してしまうという相談や問合せが平成21年末より多く寄せられています。これは一般的に「ガンブラー（Gumblar）」と呼ばれるコンピュータウイルスです。

（出典）情報処理振興機構（IPA）コンピュータウイルスの届出状況（プレスリリース）

<http://www.ipa.go.jp/security/txt/list.html>

パソコンの基本ソフトウェア（OS）やその他のアプリケーションソフトには思わぬ弱点（脆弱性）がある場合があります。その弱点のために、コンピュータウイルスの侵入を許し、感染してしまう場合があります。

コンピュータウイルスに感染した結果、この事例のようにID、パスワードが流出し、金銭的被害

につながるケースもあるため、常に注意を払うことが大切です。子どもとパソコンを共有している場合は、子どもが気づかずに不正サイトにアクセスするなどしてウイルスに感染してしまうこともあるので、特に注意しましょう。また、昨今ではスマートフォンをねらったウイルスも確認されています。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「知らないうちにウイルスに感染し、周囲にも広めるおそれがあることを理解させる」、「個人情報盗まれ悪用される危険性があることを理解させる」、「ウイルス対策ソフトを導入し、最新の対策を施すよう指導する」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「コンピュータウイルスの相談窓口等に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 知らないうちにウイルスに感染し、周囲にも広めるおそれがあることを理解させる

- ・コンピュータウイルスは、パソコン内の「ウイルスの侵入を許してしまう弱点（脆弱性）」を悪用して侵入します。
- ・最近のウイルスは、パソコン画面の見た目では感染していることが分からないものが増えてきました。気づかないうちに自分のパソコンに感染し、それを起点にさらに周囲の人や他の多くの人にも感染を広めるおそれがあります。
- ・ウイルスの被害は、インターネットを利用している人であれば常に誰にでも起こり得ることで

② 個人情報盗まれ悪用される危険性があることを理解させる

- ・コンピュータウイルスに感染すると、パソコンの動作に障害が出たり、ファイルが壊れたりするだけでなく、名前や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりします。

③ ウイルス対策ソフトを導入し、最新の対策を施すよう指導する

- ・被害を防ぐためには、ウイルス対策ソフトやサービスを導入して、ウイルスの侵入を阻止したり、侵入してしまったウイルスを駆除したりする必要があります。
- ・コンピュータウイルスは日々新しいものが発生するため、ウイルス対策ソフトの定義ファイル（ウイルスの特徴を記録したデータファイルで、ウイルス対策ソフトはこれを基準にウイルスかどうかを判別する）を最新のものに更新し、定期的にウイルスのチェックをする必要があります。
- ・ウイルス対策ソフトによっては、定義ファイルを最新版にアップデートしたり、ウイルスチェックを自動で行ったりするように設定することもできます。
- ・コンピュータウイルス対策は、パソコンにインストールするウイルス対策ソフトだけではなく、インターネットサービスプロバイダーが提供しているウイルスチェックサービスなどを利用して、二重に行うとより安全です。

- ・スマートフォンをねらったウイルスも発見されており、スマートフォンにもウイルス対策を施しましょう。

<対処方法>

① コンピュータウイルスに関する相談窓口等に相談する

- ・コンピュータウイルスを発見したり、コンピュータウイルスに感染したりした場合は、身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口等）に相談するのもよいでしょう。

○ 情報処理推進機構（IPA）情報セキュリティ安心相談窓口

<http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「コンピュータウイルスの危険性について理解させる」、「無料のゲームや音楽などをダウンロードしたいときは保護者に相談するように指導する」ことが挙げられます。

<予防策>

① コンピュータウイルスの危険性について理解させる

- ・どのような場合にパソコンがコンピュータウイルスに感染するか、ウイルス感染により流出した個人情報などがどのように悪用される可能性があるかを家庭や学校で話し合い、理解させるようにしましょう。
- ・ウイルス感染によってどのような被害があるのか、具体的に自分たちがどのように困るのか、さらにはウイルスの種類によっては家族や友だちなどの個人情報がインターネット上に流出してしまい、悪用される恐れがあることなどを具体的に説明しましょう。

② 無料のゲームや音楽などをダウンロードしたいときは保護者に相談するように指導する

- ・無料のゲームや音楽などをダウンロードすると、コンピュータウイルスに感染する可能性も高まります。保護者が安全なサイトであるかを確認してからダウンロードをするように指導しましょう。

指導のポイント

- 知らないうちにウイルスに感染し、周囲にも広めるおそれがある：
 - ・ウイルスは、パソコン内の「ウイルスの侵入を許してしまう弱点（ぜい弱性）」を悪用して侵入します。近年のウイルスは、パソコン画面の見ただけでは感染していることが分からないものが増えてきています。
 - ・自分のパソコンだけでなく、周囲の人や他の多くの人のパソコンにも感染を広めるおそれがあります。

- 個人情報が盗まれ悪用される危険性がある：
 - ・ ウイルスに感染すると、名前や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりします。
- ウイルス対策ソフトを導入し、最新の対策を施す：
 - ・ ウイルス対策ソフト等を活用し、新種のウイルスにも効果が出るように、常に最新の定義ファイルに更新することが大切です。
 - ・ スマートフォンをねらったウイルスも発見されており、ウイルス対策を施しましょう。

SNSやプロフなどに安易に自分の名前や学校名といった**個人情報**を記載してしまっ
たために、他の人に利用され、嫌がらせを受けるなどの被害が起こっています。



SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）
プロフ：自己紹介（プロフィール）サイト



中学1年生（女子）のAさんは、SNSの日記に熱心に書き込みをしています。
親友と撮った写真がとてもうまく撮れていたのので、SNSに載せました。その際、SNSに自分の名前や中学校名も一緒に書いてしまいました。



数日後に、Aさんは、自分の学校の生徒が画像掲示板に出ていると友だちから聞き、そのサイトを見てもみると、Aさんの写真が掲載されていました。しかも、本当ではないことや、自宅の電話番号まで、一緒に書き込まれてしまいました。
その結果、自宅に嫌がらせの電話が毎日かってくるようになり、学校や家の近くで不審な人を見かけるようになりました。

【事例の解説（SNSやプロフからの個人情報流出による嫌がらせ）】

SNSやプロフは、自分のプロフィールを入力することができ、コミュニケーションを円滑にするという媒体の性格上、自分や友達の写真・氏名・学校名などの個人情報を安易に掲載してしまうことが多くなっています。

SNSやプロフはコミュニケーションツールにもなっており、特にSNSでは、友だち限定で公開するよう設定できるため、子どもたちは「自分の友だちしか見ていない」と思い込んでSNSに個人情報を掲載することがあります。しかし、その情報が他のサイトに転載されれば、すぐに世界中の人が見ることができるようになります。友だち同士で情報を交換し、友だちに対して個人情報を知らせているつもりでも、不特定多数に無防備に個人情報を公開してしまうことになり、大変危険です。

また、他人の写真を無断でインターネットに掲載することは、肖像権の侵害にあたるばかりではなく、その人を危険にさらすこととなります。

全国の中学2年生（3,716人）を対象とした調査では、携帯電話保有者（1,704人）のうち3.9%が「自分の個人情報や写真などを無断で掲載された」、2.3%が「ネットで知り合った人と実際に会った（または会いそうになった）」と回答しています。高校2年生になると、携帯電話保有者（3,429人）のうち7.8%が「ネットで知り合った人と実際に会った（または会いそうになった）」と回答しています。

（出典）子どもの携帯電話等の利用に関する調査（平成21年5月；文部科学省）

子どもたちは携帯電話を持つことで、「誰かとつながりたい」「学校以外の人とも知り合いたい」という気持ちをより強くし、SNSやプロフなどを通じて頻りに情報を交換します。こうした子どもたちの好奇心は尊重しつつも、インターネット上に個人情報を公開することの危険性を説明しましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「個人を特定できるような情報は掲載しないように指導する」、「保護者や教師がSNSやプロフについて知り、子どもの利用状況を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 個人を特定できるような情報は掲載しないように指導する

a) 個人情報や顔・住所等がわかる写真は掲載しない

- ・自分や友だちに関する情報を、SNSやプロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真（顔や住所等の分かるもの）をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもへの指導を徹底しましょう。

b) 写真に位置情報が記録されていないことも確認する

- ・スマートフォンなど最近の携帯電話には位置情報を把握するためのシステム（GPS）が備わっており、写真データに位置情報を記録できる機能があります。そのため、SNSやプロフなどに位置情報が記録されたままの写真を掲載すると、撮影場所を公開することになってしまいます。
- ・もしSNSやプロフなどに写真を掲載する場合は、撮影場所を公開しないようにするため、写真に位置情報を記録する設定を解除し、位置情報を記録せずに撮影した写真であることを確認するよう子どもに指導しましょう。

② 保護者や教師がSNSやプロフについて知り、子どもの利用状況を確認する

- ・保護者や教師が実際にSNSやプロフにアクセスし、そこから発信されている情報を見てみましょう。
- ・子どもがSNSやプロフを開設している場合は、そのURLやIDなどを教えてもらい、実際に携帯電話やパソコンから閲覧してみましょう。
- ・本人や友だちの実名や学校名などの個人情報が掲載されているかどうか確認しましょう。子どもたちがいかに無防備に情報を発信しているかに気づくはずですが。
- ・子どもがSNSやプロフを開設しているかどうかについては、保護者どうしのネットワークを使って把握することも考えられます。

<対処方法>

① 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

- ・ SNSやプロフなどに個人情報を掲載してしまったために誹謗中傷等を書き込まれ、その内容が名誉毀損等にあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページのURL、書き込みをした者のIDなどを証拠としてプリントアウト(または画面をハードコピー)したうえで、サイトの管理者等に削除を依頼することができます。
- ・ 身近にある専門機関(最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など)に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「保護者や教師が子どもたちの興味・関心について知るようになる」ことが求められます。

トラブルへの対処として、「トラブルにあったら大人に相談する」ことができるよう、子どもとの信頼関係を築いておくことが大切です。

<予防策>

① 保護者や教師が子どもたちの興味・関心について知るようになる

- ・ 保護者や教師は、子どもたちが興味・関心をもつ話題について知るようにし、日常のコミュニケーションを密にとることがトラブル防止につながります。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談する

- ・ 保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、SNSやプロフなどに個人情報を掲載してしまったためにトラブルに巻き込まれたら、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

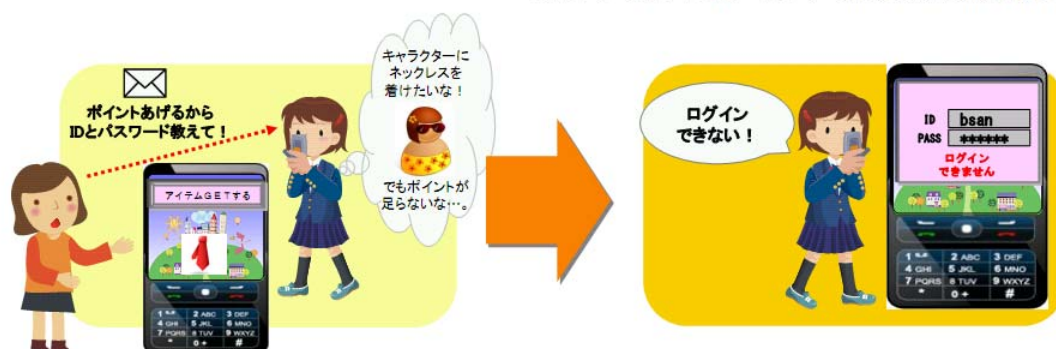
- 個人を特定できるような情報は掲載しない：
 - ・ 自分や友だちに関する情報をインターネットで発信することは常に危険が伴います。SNSやプロフ上に、名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を安易に掲載しないようにしましょう。これは、自分の情報だけでなく友だちの情報でも同様です。
 - ・ 写真を掲載する場合は、位置情報を記録せずに撮影した写真であることを確認しましょう。

- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
- 保護者や教師は、SNSやプロフを確認する：
 - ・保護者や教師は、子どもが見たり作ったりしているSNSやプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで実際に確認してみましょう。

ID・パスワードを悪意のある他人に利用されて、不正アクセスの被害にあう事件が起っています。SNS上のポイントを奪われるなどの事件も発生しています。

深
犯

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）



小学生（女子）のAさんは、SNSで知り合った中学生（女子）のBさんに、「ポイントをあげるから、IDとパスワードを教えて」とメールを送りました。

ポイントがほしかったBさんは、Aさんに、自分のIDとパスワードを教えてしまいました。

その後、BさんがSNSにログインしようとする、パスワードが変更されていて、ログインできなくなっていました。

Bさんが警察に相談したことで、AさんによるSNSへの不正アクセスが発覚し、Aさんは補導されました。

【事例の解説（ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセス）】

SNSやプロフなどインターネット上で同じ趣味を持つ人などと知り合いになったとしても、安易に個人情報を知らせることは大変危険です。SNSやプロフで友だちになって親近感や安心感を抱くうちに、相手のことを信用してしまいがちですが、個人情報を明かしてしまい、悪意のあるトラブルに巻き込まれ、場合によっては、脅迫などの犯罪に発展する危険があります。

この事例は、「SNSでのポイントをあげるから、IDとパスワードを教えて」と小学生に言われた中学生がIDとパスワードを教えてしまい、小学生に不正にアクセスされてしまうトラブルです。

平成18年から平成22年にかけての不正アクセス行為の認知件数推移は、以下の図のとおりです。平成22年の不正アクセス行為の認知件数は減少に転じていますが、依然として年間1,800件を超える水準で推移しています。

●トラブル予防・対処のポイント

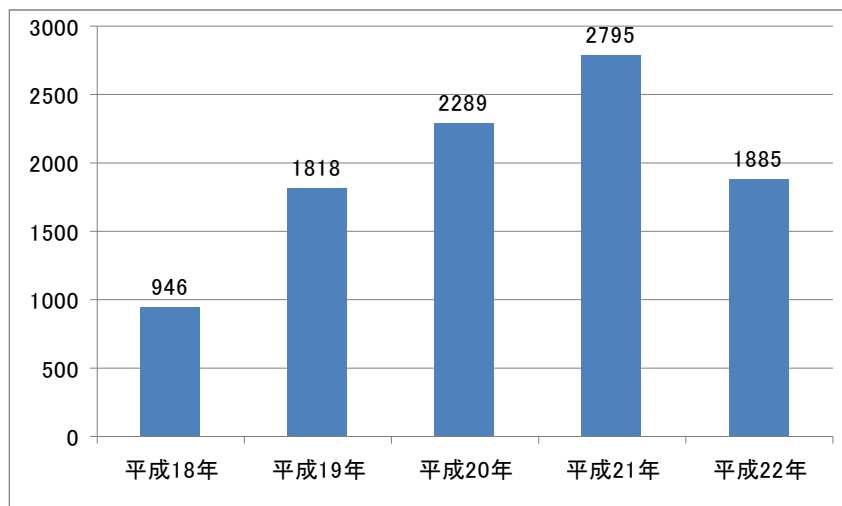
1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「なりすましによる不正アクセスは犯罪であることを理解させる」、「ID・パスワードを厳重に管理するよう指導する」、「個人を特定できるような情報は掲載しないように指導する」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「不正アクセスに気づいたらサイト運営会社に相談する」ことが挙げ

られます。

図2 平成18年から平成22年の不正アクセス行為の認知件数の推移（件）



（出典）平成22年中の不正アクセス行為の発生状況等の公表について（平成23年3月；警察庁）

<予防策>

① なりすましによる不正アクセスは犯罪であることを理解させる

- ・IDやパスワードを盗み、他人になりすまして不正アクセスを行うことは犯罪です。不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき懲役刑または罰金刑が科されます。

- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

第3条（不正アクセス行為の禁止） 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

第8条（罰則） 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条第1項の規定に違反した者

② ID・パスワードは厳重に管理するよう指導する

- ・IDやパスワードはインターネットを利用するうえで非常に重要な情報の一つです。IDやパスワードは他人に知られないように厳重に管理するよう、たとえ知り合いの友だちであっても教えないよう指導しましょう。
- ・様々なサイトでIDやパスワードを入力する機会がありますが、不用意にIDやパスワードを入力しないよう指導しましょう。不正なサイトである場合、IDやパスワードが知られてしまう危険性があります。

③ 個人を特定できるような情報は掲載しないように指導する

- ・自分や友だちの情報を、SNSやプロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴い

ます。

- ・個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもへの指導を徹底しましょう。

<対処方法>

① 不正アクセスに気づいたらサイト運営会社に相談する

- ・不正アクセスされたことに気づき、まだサイトにログインできる場合は、早急にパスワードを変更しましょう。前回ログイン時刻を確認できる機能のあるサイトの場合は、前回ログイン時刻を記録しましょう。
- ・ログインの可否、ログイン時刻確認の可否等を記録した上で、サイト運営会社に状況を知らせて相談しましょう。

2 | コミュニケーションの観点

トラブルへの対処として、「トラブルにあったら大人に相談する」ことができるよう、子どもとの信頼関係を築いておくことが大切です。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談する

- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- なりすましによる不正アクセスは犯罪である：
 - ・ IDやパスワードを盗み、他人になりすまして不正アクセスを行うことは犯罪です。
- ID・パスワードは厳重に管理する：
 - ・ IDやパスワードは重要な情報であり、他人に知られないようにしましょう。
- 個人を特定できるような情報は掲載しない：
 - ・ 自分や友だちに関する情報をインターネットで発信することは常に危険が伴います。SNSやプロフ上に、名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を安易に掲載しないようにしましょう。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・ トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

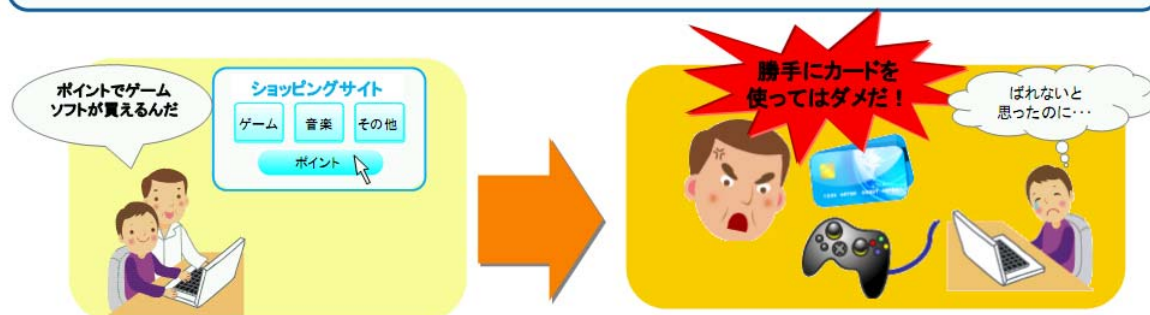
3 インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求

3-1 大人名義のクレジットカードの無断使用

インターネットショッピングを
めぐるトラブルと不当請求

インターネットではクレジットカード番号を使って簡単にショッピングができるため、**子どもが保護者に無断でクレジットカードを利用して購入してしまうなどのトラブル**が起こっています。

多



小学5年生（男子）のAくんは、ある時、インターネットでゲームソフトや音楽などのコンテンツを購入できる「ポイント制度」があることを知りました。

新しいゲームソフトが欲しかったので、父親にお願いして、そのポイント制度を利用してゲームソフトを買ってもらいました。

後日、どうしてもまた新しいソフトが欲しかったので、以前登録した父親のクレジットカードの番号を無断で使って、ポイントを買ってしまいました。また、残ったポイントを友だちにあげてしまいました。

その後、父親に無断でクレジットカードを使ったことを知られ、厳しく怒られました。

【事例の解説（大人名義のクレジットカードの無断使用）】

インターネット上の多くの取引では、利用者名、クレジットカードの番号と有効期限を入力すれば商品やサービスを購入できるため、子どもでも簡単にインターネットで買い物をすることができます。

最近、未成年者がオンラインゲームやインターネットショッピングで、保護者のクレジットカードを無断で使用するトラブルが起こっています。保護者のクレジットカードを無断で使用することは、インターネットに限った問題ではありませんが、インターネット上では実際に本人が使用しているかどうかの確認が難しいことが、無断使用の背景にあります。

クレジットカードの会員規約では、盗難などは盗難保険などで支払いを免除する制度が定められていますが、家族がクレジットカードを使用したときは認められない場合が多くなります。また、本来、カードの名義人にはカードの管理義務があり、保護者には子どもを監督する責任があります。

インターネットショッピングの普及に伴い、商習慣が変化してきています。子どもたちに対して一般的な社会のルールやモラルに加え、インターネットというバーチャルな世界での活動を現実生活と関連付けるため、基本的な知識を指導することが求められます。

一緒に買い物に行く、買い物を頼むなどの機会を見つけて、物の販売や購入の仕組みやお金について説明する、お小遣いの管理を自分でさせお金の価値を理解させる、保護者がカードを使ってインターネットショッピングをする際にその便利さや注意点などを説明するなど、日常生活の中で指導することも大切です。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「クレジットカードの管理を徹底する」、「フィルタリングを利用する」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「クレジットカード会社や最寄りの専門機関に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① クレジットカードの管理を徹底する

- ・クレジットカードは、名義人にカードの管理義務があります。未成年者が、小遣いの範囲を超える金額の商品やサービスを購入した場合は、保護者の同意がなければ、購入を取り消すことができます。
- ・しかし、未成年者が年齢を偽ったり保護者の同意を得ているかのように偽ったりして購入した場合、取り消すのが難しくなります。また、一般的なクレジットカードの会員規約には、盗難などは盗難保険などで支払いを免除する制度が定められていますが、家族がカードを使用した場合などは認められない場合が多くあります。
- ・保護者は、子どもが無断でクレジットカード情報を使用しないよう指導するとともに、パソコン上のカード情報についても、子どもとパソコンのユーザアカウントを分けるなどして、容易にカード情報が利用できないよう管理を徹底する必要があります。

② フィルタリングを利用する

- ・子どもが使うパソコンや携帯電話には、アクセス制限サービス（フィルタリング）を利用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。

<対処方法>

① クレジットカード会社や最寄りの専門機関に相談する

- ・保護者は、クレジットカード会社からの請求に不審な内容がある場合は、クレジットカード会社の相談窓口を確認しましょう。
- ・身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 全国の消費生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める」、「クレジットカードやポイントは『お金』と同じであることを理解させる」ことが求められます。

トラブルへの対処として、「トラブルにあったら大人に相談する」ことができるよう、子どもとの信頼関係を築いておくことが大切です。

<予防策>

① インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める

- ・商品やサービスを購入するときは保護者に必ず相談するなど、子どもと一緒に話し合っインターネットショッピングに関する家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② クレジットカードやポイントは「お金」と同じであることを理解させる

- ・大人にとっては当たり前と思えることでも、子どもたちにとっては現実とインターネット世界の関連を理解できていないことがあります。現金をやり取りすることには心理的に抵抗感がありますが、現金がポイントという形に変わると抵抗感がなくなります。
- ・インターネットショッピングで、クレジットカードやポイントで支払いをすることは、現実のショッピングで「お金」を支払うことと同じであることを理解させましょう。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談する

- ・子どもが実際にインターネットショッピングやオークションでトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める：
 - ・「商品を購入するときは保護者に必ず相談する」など、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合っ決めましょう。
- クレジットカードの管理を徹底する：
 - ・保護者は、子どもが無断でクレジットカード情報を使用しないように指導するとともに、クレジットカード情報の管理を徹底しましょう。
- フィルタリングを利用する：
 - ・子どもが使うパソコンや携帯電話には、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。
- クレジットカードやポイントは「お金」と同じである：
 - ・インターネットショッピングでクレジットカードやポイントで支払いをすることは、

現実のショッピングで「お金」を支払うことと同じであることを理解させましょう。

3-2 インターネットショッピングでのトラブル

インターネットショッピングを
めぐるトラブルと不当請求

インターネット上のショッピングサイトの情報を信用して、お金を払ったにもかかわらず商品が送られてこない、といった被害が起っています。

多



中学2年生（男子）のAくんは、友だちから、ゲームを通常よりも安い値段で購入できるサイトがあることを聞きました。

インターネットで見ると、評判が良いようでした。

Aくんは、インターネットショッピングは初めてでしたが、そのサイトは値段も安く、お小遣いで足りる金額だったので、購入することにしました。

お金を振り込んだ後、商品を発送するとのことでしたが、お金を払ったにもかかわらず、商品はなかなか送られてきませんでした。

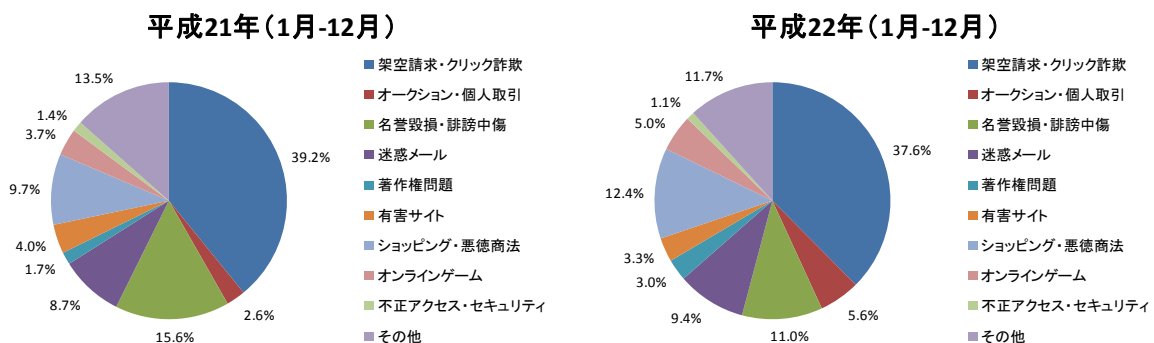
Aくんは、そのサイトに何度かメールをしても返事が返ってこないため、サイトに記載されていた番号に電話をしてみると、その番号は使われていない状態になっていました。

【事例の解説（インターネットショッピングによるトラブル）】

インターネットショッピングやオークションのサイトは数多くあり、子どもたちにとっても利用しやすいサービスの1つです。友だちから勧められたサイトであったり、インターネット上での評判が良いサイトであったりすると、安心してしまいがちですが、必ずしもそのサイトが信頼できるものかどうかは分かりません。サイトの信頼性には十分に注意を払う必要があります。

インターネット上のトラブルの中でも、ショッピングでのトラブルは、架空請求・クリック詐欺に次いで多いものです。インターネットホットライン連絡協議会によると、平成21年は全相談件数725件のうち70件（9.7%）でしたが、平成22年は全相談件数908件のうち113件（12.4%）であり、件数、割合とも増加しています。

図3 インターネットによるトラブル相談件数



(出典) メール相談項目件数（インターネットホットライン連絡協議会）

インターネットショッピングは正しく活用すれば便利なサービスです。ただし、社会経験の少ない子どもたちには想像もできないトラブルが起こっており、危険と隣り合わせになっています。日頃の生活の中で商品の売買、インターネットによる便利さと注意点などを家庭で話す機会を持ちましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「信頼できるショッピングサイトかどうかを確認するように指導する」、「フィルタリングを利用する」、「申込確認画面や確認メールなどを保存するように指導する」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「トラブルにあった場合は最寄りの専門機関に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 信頼できるショッピングサイトかどうか確認するように指導する

- ・利用するショッピングサイトの信頼性を確認するには、販売業者の会社情報などを事前に確認することが大切です。
 - ・オンラインマークの表示事業者*1であるかどうか確認しましょう。
 - ・販売業者名、指定口座、担当者名、メールアドレス、住所（私書箱）、固定電話番号を確認しましょう。
 - ・代金先払いの場合は、後払いでも可能かどうかを確認しましょう。

② フィルタリングを利用する

- ・子どもが使うパソコンや携帯電話には、アクセス制限サービス（フィルタリング）を利用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。

③ 申込時の確認画面や確認メールなどを保存するように指導する

- ・ショッピングサイトが信頼できないサイトであることを見抜くことは非常に難しいため、トラブルにあった場合を想定して、申込時の番号や確認画面、受付確認メールなど、証拠となるものを手元に残すようにしましょう。

*1 オンラインマーク制度

オンラインマーク制度とは、消費者が安心してインターネット通販を利用できる環境を作るため導入された制度で、日本商工会議所と（財）日本通信販売協会が実施しています。

消費者向けECを行う事業者からの申請により、信頼ある特定機関が所定の基準にもとづいて審査を行い、適正と認めた場合にオンラインマークを付与する制度です。

付与された事業者は、第三者である認定機関から一定の運営基準をみたま適正な事業者として認められたことになり、申請したサイト上の消費者に見やすい位置にオンラインマークを表示します。

ただし、このマークは事業者が販売する商品・サービス等の品質や内容、消費者と事業者の売買契約内容、事業者の経営内容を保証するものではないので、消費者はマークの持つ正しい意味を理解する必要があります。

日本通信販売協会：<http://www.jadma.org/ost/index.html>

<対処方法>

① トラブルにあった場合は最寄りの専門機関に相談する

・インターネットショッピングのトラブルにあった場合は、身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談しましょう。

○ 全国の消費生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める」ことが求められます。

トラブルへの対処として、「トラブルにあったら大人に相談する」ことができるよう、子どもとの信頼関係を築いておくことが大切です。

<予防策>

① インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める

・子どもが商品やサービスを購入する際には保護者に必ず相談する、子どもだけでインターネットショッピングをしないなど、子どもと一緒に話し合っってインターネットショッピングに関する家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

<対処方法>

② トラブルにあったら大人に相談する

・子どもが実際にインターネットショッピングやオークションでトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める：
 - ・「商品を購入するときは保護者に必ず相談する」など、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合っって決めましょう。
- 信頼できるショッピングサイトかどうか確認する：
 - ・ショッピングサイトの指定口座、名前、メールアドレス、住所（私書箱）、固定電話

番号を確認するようにしましょう。また、支払いは後払いが可能かどうかを確認するようにしましょう。

● 申込の確認画面や確認メールなどを保存する：

- ・ 申込をした証拠を残すため、申込時の確認画面や受付確認メールなどを保存するようにしましょう。

● フィルタリングを利用する：

- ・ 子どもが使うパソコンや携帯電話には、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。

● トラブルにあったら相談する：

- ・ トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

3-3 無料ゲームサイトでのトラブル

インターネットショッピングを
めぐるトラブルと不当請求

「無料」とうたっているオンラインゲームで遊んでいる間に、**アイテムが有料であることに気づかず購入してしまったため、高額な料金を請求されてしまうトラブルが子どもの間で多く起こっています。**

多

深



中学1年生（女子）のAさんは、母親と一緒に携帯電話からアクセスして、「無料」のオンラインゲームサイトで遊んでいました。

アイテムの購入は有料であることを知らずに、アイテムを何百個と購入してしまったために、15万円も請求されてしまいました。

後で、アイテムの購入については有料との記載があったことを知りましたが、登録するときには気がつきませんでした。

結局、アイテムの購入費を払わざるを得ないことになり、Aさんの家庭では、支払いに困りました。

【事例の解説（無料ゲームサイトでのトラブル）】

携帯電話やパソコンから無料でアクセスできるオンラインゲームが、子どもたちの人気を集めています。テレビCMなどにより無料ゲームサイトの認知度も上がり、多くの子どもたちが携帯電話からアクセスしています。しかし、武器などのアイテムやアバター（ウェブ上の自分の分身のキャラクター）などは有料のものも多く、気付かぬうちに多額の商品を購入していることがあります。

平成21年、全国の消費生活センターに寄せられたオンラインゲームに関する相談のうち、約4割（273件）は無料オンラインゲームでの高額請求に関する相談でした。このうち、無料オンラインゲームの契約当事者の年齢が20歳未満の相談が110件（40.3%）あり、うち小学生51件、中学生27件、高校生が21件でした。利用料を支払ってしまった後の相談は48件で、支払い金額の平均は約23万円となっています。

また、「テレビで無料と宣伝していたが利用料を請求された」など「表示・広告」を問題としている相談は43件（15.8%）で、無料ゲームサイトにアクセスしたところ突然料金を請求されたというワンクリック請求に関する相談は29件（10.6%）でした。

なお、小学校低学年などの場合、ゲーム内の通貨と現実のお金の区別がついていない例も見受けられるとのことです。

（出典）インターネットをめぐる消費者トラブル（平成21年12月；国民生活センター）

テレビや雑誌、インターネットでの広告などでは、有料についての説明が十分であるとはいえません。保護者の知らないうちに子どもが有料のアイテム等を購入したり、保護者も「無料と思い、安心

していた」など誤解していたりしている場合があります。保護者自身が、サービスの内容や、子どもがどのようなゲームで遊んでいるのかを把握しましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「すべてが『無料』だと思い込まないように注意するよう指導する」、「ゲームサイトのサービス内容を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「オンラインゲーム会社や最寄りの専門機関に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① すべてが「無料」だと思い込まないように注意するよう指導する

- ・「無料」とうたっているオンラインゲームでも、コンテンツやアイテムの一部は有料である場合がほとんどです。有料であることが分かりやすく表示されていない場合もあります。
- ・保護者は、子どもが、すべてが無料だと思い込んで購入してしまわないように指導しましょう。

② ゲームサイトのサービス内容を確認する

- ・保護者は、子どもが遊んでいるゲームサイト等の内容や利用規約に目を通すなどして、有料のコンテンツやアイテムが含まれていないか、含まれている場合はどのような場合に料金が発生するのか等を把握し、子どもと確認しあうことが大切です。

<対処方法>

① オンラインゲーム会社や最寄りの専門機関に相談する

- ・保護者は、オンラインゲーム会社からの請求に不審な内容がある場合は、オンラインゲーム会社の相談窓口を確認しましょう。
- ・身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 全国の消費生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「ゲームに関する家庭のルールを決める」ことが求められます。

トラブルへの対処として、「トラブルにあったら大人に相談する」ことができるよう、子どもとの信頼関係を築いておくことが大切です。

<予防策>

① ゲームに関する家庭のルールを決める

- ・子どもが携帯電話等のゲームサイト等に登録するときやアイテムを購入するときは必ず保護者に相談するなど、子どもと一緒に話し合っゲームに関する家庭のルールを作り、守らせるようにしましょう。

<対処方法>

② トラブルにあったら大人に相談する

- ・子どもが実際に携帯電話等のゲームサイト等で有料サービスが含まれていることに気づかず課金された等のトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- すべてが「無料」だと思い込まないように注意する：
 - ・「無料」とうたっているオンラインゲームでも、コンテンツやアイテムの一部は有料の場合がほとんどです。
 - ・有料であることが分かりやすく表示されていない場合もあり、すべてが無料だと思い込んで購入しないようにしましょう。
- ゲームサイトのサービス内容を確認する：
 - ・保護者は、子どもと一緒に、ゲームサイトの内容や利用規約を確認し、有料のサービスが含まれていないか、どのような場合に料金が発生するかを把握しましょう。
- ゲームサイトに関するルールを決める：
 - ・「ゲームサイト等に登録するときやアイテムを購入するときは保護者に確認する」など、子どもと話し合っゲームに関する家庭のルールを決めましょう。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

3-4 不当請求（ワンクリック請求など）

インターネットショッピングを
めぐるトラブルと不当請求

芸能情報サイト、「無料」占いサイト、ゲームサイト、アニメサイト、携帯小説サイト、アダルトサイトなどにアクセスしたり登録したりするだけで、高額な料金を請求される詐欺が増えています。

多



中学2年生（女子）のAさんは、携帯電話でインターネットを閲覧していたところ、「無料の占いサイト」にたどり着きました。

いくつか試したところで、「今なら無料で登録ができます。こちらにメールを送ってください」という画面が表示されました。

Aさんが空メールを送信したところ、すぐに返信メールが届き、登録画面のURLが表示されていました。



「無料だから」と安心して、ニックネームや携帯電話のメールアドレス、都道府県等の情報を入力して会員登録をしました。

すると、無料のはずのサイトから「ご利用ありがとうございます。〇〇日までに1万円をお支払いください」というメールが届き、怖くなってしまいました。

【事例の解説（不当請求（ワンクリック請求など）】

従来のワンクリック請求は、無料と表示されたアダルトサイトから突然高額な請求がくるという事例が多く、被害者のうち男性が約7割を占めていました。最近ではアダルトとは関係のないサイトなどで高額請求があったり、意図せずにアダルトサイト・出会い系サイトに接続されてしまったり、女性やお年寄り・子どもが被害にあうことが多くなっています。特に、お年寄りや子どもの小銭を狙った不当請求・架空請求は、手口が巧妙になってきています。

独立行政法人情報処理振興機構（IPA）に寄せられるワンクリック請求の相談件数は、毎月450件以上に上っています。（平成22年7月から12月）

（出典）コンピュータウイルス・不正アクセスの届出状況について（平成23年1月；IPA）

不当請求のきっかけになるサイトは、芸能情報サイト、無料占いサイト、ゲームサイト、アニメサイト、携帯小説サイトなどがあり、従来と比べ手口が多様化しています。サイトの利用を「無料」と誤解させ、クリックしただけで登録となる場合もあります。

また、IPアドレスや携帯電話の識別番号を画面に表示することで個人を特定したように思わせるなど、さまざまな手口により業者は消費者を不安にさせようと、請求してきます。

さらには、占いサイトに登録したにもかかわらず、その後出会い系サイトからメールが届くなど、個人情報が出流したり、別の業者から登録料を請求されたりといった二次被害が発生しています。

（出典）手口が多様化・巧妙化しているワンクリック請求（平成21年12月；消費者庁）

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「アダルトサイトなどにアクセスしないように指導する」、「フィルタリングを利用する」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「利用料金を請求されても言われるままに支払わないように指導する」、「慌てて業者へ連絡しないように指導する」、「不当請求が続く場合などは最寄りの専門機関に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① アダルトサイトなどにアクセスしないように指導する

- ・「無料」と書かれていても、登録したりアクセスしたりした時点で高額な請求が届く場合があります。アダルトサイトや出会い系サイトに興味本位でアクセスしないほか、占い、ゲーム、アニメ、携帯小説、芸能情報などのサイトから請求が来たり、アダルトサイトや出会い系サイトに接続されたりするので、これらのサイトに不用意にアクセスしないように指導しましょう。
- ・送信者や内容に心当たりがないメールは、本文内のアドレスをクリックするとこれらのサイトにつながる場合があります。不審なメールに注意し、メール自体を削除するように指導しましょう。

② フィルタリングを利用する

- ・子どもが使うパソコンや携帯電話には、アクセス制限サービス（フィルタリング）を利用し、子どもが安易にアダルトサイト、出会い系サイトなどにアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話（PHS も同様）各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年（18歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者申し出ることが必要です。（青少年インターネット環境整備法）

<対処方法>

① 利用料金を請求されても言われるままに支払わないように指導する

- ・子どもに対しては、利用料金を請求されても、そもそも契約が成立していない場合が多いため、請求されるままに絶対に支払わないこと、無視することを指導しましょう。
- ・電子消費者契約法（第3条）により、注文・申込みをした場合、事業者側が申込み承諾の連絡をし、かつ、それが申込み者に届かない限り、法律上では契約成立となりません。画面を見ただけで請求が届いた場合は、そもそも契約が成立していませんので、言われるままに支払わないようにしましょう。
- ・また、未成年者が行った契約は保護者が取り消すことができます。

（民法第5条では、「保護者が同意していない子ども（未成年）の小遣いの範囲を超えた契約」は取り消すことができます。しかし、未成年者が年齢を偽ったり保護者の同意を得ているかのように偽ったりして購入した場合は、取り消すのが難しくなります（民法第20条参照）。）

② 慌てて業者へ連絡しないように指導する

- ・「登録されました」、「入会ありがとうございます」などとサイト上に表示されたりメールが届いたりしても、契約成立とは限りません。慌てて業者へ連絡を取ることは、相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。
- ・IPアドレスや携帯電話の識別番号を画面に表示することで個人を特定したように思わせるなど、業者は様々な手口で消費者を不安にさせて請求をしてくますが、IPアドレス、携帯電話識別番号が業者に知られたとしても、インターネットプロバイダや携帯電話事業者等がさらに個人を特定するための情報を開示しない限り、個人が特定されることはないので、過度に不安になる必要はありません。

③ 不当請求が続く場合などは最寄りの専門機関に相談する

- ・判断に迷う場合や不当請求が続く場合などは、身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談しましょう。
 - 全国の消費生活センター窓口一覧
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html/>
 - 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧
<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「子どもと一緒にサイトの安全性を確認する」ことが求められます。トラブルへの対処として、「トラブルにあったら大人に相談する」ことができるよう、子どもとの信頼関係を築いておくことが大切です。

<予防策>

① 子どもと一緒にサイトの安全性を確認する

- ・保護者は、子どもが見ているサイトを一緒に見て、安全なサイトかどうかを確認するようにしましょう。どのようなサイトであれば安心かを確認すると、子どもの判断力も養われます。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談する

- ・子どもが実際に不当請求のトラブルにあった場合は、一人で悩まずに、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。
- ・子どもは、不当請求されると現在のトラブルから逃れるために、お金を払って解決しようと考えてしまいます。子どもが何か困っている様子を察知したら、「どうしたの」と声をかけてみましょう。

指導のポイント

- アダルトサイトなどにアクセスしない：
 - ・アダルトサイトや出会い系サイトに興味本位でアクセスしてはいけません。占い、ゲーム、アニメ、携帯小説などのサイトからアダルトサイトにつながることもあるので注意しましょう。
 - ・送信者や内容に心当たりがないメールは、本文内のアドレスをクリックするとこれらのサイトにつながる可能性があります。クリックせずメール自体を削除しましょう。
- 言われるままに支払わない：
 - ・利用料金を請求されても、そもそも契約が成立していない場合が多いため、言われるままに支払わないようにしましょう（保護者が同意していない契約や、子ども（未成年）の小遣いの範囲を超えた契約は取り消すことができます）。
- 慌てて業者へ連絡しない：
 - ・「ご登録ありがとうございます」などと表示されたりメールが届いたりしても、慌てて業者へ連絡を取ることは、相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、一人で悩まずにすぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

4 著作権法等の違反

4-1 ゲームソフトの違法ダウンロード

著作権法等の違反

子どもたちに関心が高いゲームソフトがネット上に多数あります。しかし、著作権の侵害にあたるサイトも少なくありません。

保護者が知識不足から著作権侵害をしているケースもあります。

多

犯



ゲームが好きな小学5年生（男子）のAくんは、友だちがインターネットサイトから携帯ゲーム機用のソフトをダウンロードしていることを聞きました。

自分でもやってみようと思いましたが、やり方が分からなかったため、お父さんに教えてもらいました。そのサイトはゲーム会社のサイトではありませんでしたが、携帯ゲーム機用のソフトがたくさんありました。

たくさんのソフトで遊べるようになったAくんは嬉しくなり、友だちにも教えてあげたところ、「それは悪いサイトなんだよ。」と言われ、とても驚きました。

お父さんに相談して調べてみると、そのサイトでダウンロードをすることも悪いことだと分かりました。

マジコン：ゲームソフト等に付加されている著作権保護を目的とした技術を回避する機能を持つ機器。

【事例の解説（ゲームソフトの違法ダウンロード）】

ゲームは著作物であり、その著作権は著作権法により保護されています。

現在、ゲームがダウンロードできるサイトとして、ゲーム会社の公式サイト、コピーフリーのゲームソフトサイトなどがありますが、市販されているゲームが無料でダウンロードできるようなサイトは違法なサイトといえます。このような違法サイトからゲームソフトをダウンロードすることは著作権の侵害にあたります。

ある調査によると、携帯ゲーム機を利用している人のうち、マジコン*1や違法にダウンロードしたゲームソフトについて、「遊んだことがある」「以前は遊んでいた」と回答した人は、全体の2割を超えています。

（出典）コンシューマーゲーム機に関する調査（平成22年2月；japan.internet.com）

保護者も著作権に関する理解が十分ではなく、権利を侵害している場合があります。

*1 マジコン

ゲームソフト等に付加されている著作権保護を目的とした技術を回避する機能を持つ機器の一般名称。（出典）社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「著作権の意味や侵害した場合の影響を指導する」、「どのような行為が著作権の侵害にあたるかを理解させる」ことが求められます。

<予防策・対処方法>

① 著作権の意味や侵害した場合の影響について指導する

- ・著作権とは何か、その意味、種類、作者の権利、著作物の正しい使い方、自由に使える範囲、また、無断で使うとどうなるかなどについて、知っておく必要があります。
- ・著作物には価値があり、その価値を得るために利用者はお金を支払って入手します。著作物の不正なダウンロードやコピーによって著作権が侵害され、作者は本来得られるはずの利益を得ることができず、結果として経済的な損失を被ることになります。それによって、作品の質が低下したり、新製品の開発がしにくくなったりするなどの影響が考えられます。こうした著作権の侵害に対しては、権利者から損害賠償等の請求がなされる場合があります。
- ・社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）が平成22年6月に発表した「違法複製ゲームソフトのダウンロードに関する使用実態調査」によると、違法複製ゲームソフトの流通による携帯型ゲーム機の被害額は全世界で年間6,360億円に上ります。
- ・ゲームに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響を、子どもに考えさせ、理解させましょう。

<著作権とは>

知的財産権には、「著作権」と「産業財産権」（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）があります。著作権は、文化的な創作物を保護の対象とし、著作権法で保護されています。著作権は著作物を作った時点で発生し、原則として作者の死後50年まで保護されます。また、有料無料、上手下手によらず、子どもたちの作文や絵なども著作物です。

<著作物の種類>

言語の著作物	論文、小説、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲や歌詞など
舞踊、無言劇の著作物	舞踊や振り付けなど
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、書、マンガなど
建築の著作物	建造物
地図、図形の著作物	地図や図面、模型など
映画の著作物	映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真など
プログラムの著作物	コンピューター・プログラムなど

<自由に使える場合>

定められた条件で自由に使うことができ、私的目的の使用（自分や家族など）のための複製は認められています。ただし、友だちなどに配布するためにコピーしたり、インターネットで送ったりすることは、「私的目的の使用」とはいえませんが、著作権の侵害となります。なお、図書館などでの複製、引用、教科書への掲載、学校における複製等の場合は、範囲内で自由に利用できますが、家庭での使用と誤解のないようにしましょう。

<権利の侵害について>

著作物を無断で使うことは著作権の侵害となります。ただし、許諾が必要ない場合には著作権の侵害にはなりません。デジタル方式で著作物をコピーする場合には、著作権者に補償金を支払う必要がありますが、機器や記録媒体を購入するときに上乗せして支払っているため、録音・録画ごとに支払う必要はありません。

<罰則>

著作権の侵害は犯罪です。ただし、被害者が告訴する必要があります。

著作権の侵害は、10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金となります。（著作権法第119条）

（出典） 社団法人著作権情報センター（CRIC） <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime.html>

② どのような行為が著作権の侵害にあたるかを理解させる

a) 違法サイトと知りながらダウンロードすることは著作権侵害になる

- 平成22年1月に改正著作権法が施行され、著作権を侵害したサイトと知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法（著作権の侵害）となります。即ち、海賊版ゲームソフトのダウンロードは著作権侵害にあたります。

政府広報 http://www.gov-online.go.jp/pr/theme/tyosakukenho_ichibukaisei.html

文化庁 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html

- 市販されているゲームが無料でダウンロードできるサイトは違法なサイトである可能性が高いことを認識しましょう。

b) 保護者がマジコンについて知り、使わないように指導する

- 携帯型ゲーム機のマジコンはゲームカートリッジと同じ形をしており、ゲームソフトをダウンロードしたメモリーカードを挿入できるようになっています。ダウンロードした海賊版ゲームソフトが、マジコンを介して、ゲーム機で利用できてしまいます。
- 海賊版ゲームソフトのダウンロードは著作権侵害にあたるとともに、これをマジコンで利用する行為が横行すると、ゲーム会社は多大な経済的損失を被ります。マジコンについては販売等の規制も強化されています（刑事罰の導入等）。

経済産業省 知的財産政策／不正競争防止法

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

- 保護者は、子どもがマジコンを手に入れたり使ったりしないように指導を徹底しましょう。

- ・なお、今年度新しく発売された携帯型ゲーム機では、マジコンを利用するとその履歴が残り、削除できない仕組みを導入しています。マジコンを利用した履歴が残っている場合、ソフトの不正利用のおそれがある利用者としてメーカーや販売店などに認識されるため、修理や中古買取りを拒否されることがあります。

○ 社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）

漫画「ゲーム会社の許諾のない不正な装置は絶対に使わないで！」

<http://www.cesa.or.jp/uploads/fusei2010.pdf>

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「どのような行為が著作権の侵害にあたるか、普段の生活の中で子どもと一緒に考えること」が求められます。

<予防策>

① どのような行為が著作権の侵害にあたるか、普段の生活の中で子どもと一緒に考える

- ・違法ダウンロードのほか、自分でコピーしたゲームソフトなどを友だちにあげるといった行為も著作権の侵害にあたり、違法行為となります。
- ・保護者や教師は、日頃から子どもとともに、どのようなことが著作権の侵害にあたるのかを確認しましょう。普段行っていることで著作権に関わりそうなことを挙げ、著作権の侵害にあたるか、日常生活で気づかないこともありますので、子どもと一緒に考えたり、調べたりしてみましょう。著作権侵害は身近に起こりうることを子どもに認識させましょう。

指導のポイント

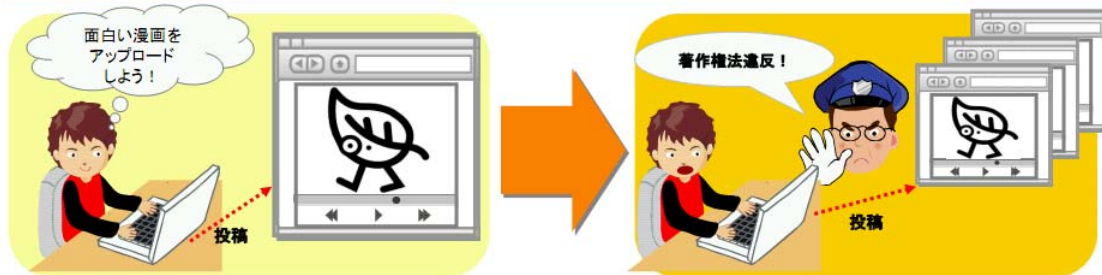
- 著作権の意味や侵害した場合の影響を考える：
 - ・保護者や教師は、ゲームに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを、子どもと一緒に考えましょう。（例えば、著作者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下したり新製品の開発がしにくくなったりする、著作権の侵害に対して損害賠償等を請求される場合がある、など）
- どのような行為が著作権の侵害にあたるかを理解する：
 - ・違法サイトと知りながらゲームソフト等をダウンロードすることは著作権侵害にあたり違法です。市販されているゲームが無料でダウンロードできるサイトは違法サイトである可能性が高いことを認識しましょう。
 - ・自分でコピーしたゲームソフト等を友だちにあげる行為も著作権侵害にあたり違法です。

4-2 動画の違法なアップロードとダウンロード

著作権法等の違反

子どもたちの間で動画サイトの人気が高まっており、子どもでも手軽に動画をアップロードでき、人気アニメ等をアップロードして著作権を侵害するケースが起きています。また、違法にアップロードされた動画と知りながらダウンロードした場合には、個人的に楽しむ範囲であっても違法です。

多
犯



中学生（男子）のAくんは、人気の漫画を撮影し、動画サイトに投稿（アップロード）しました。

すると、動画サイトのコメント機能を通じて、いろいろな人から書き込みがありました。Aくんは嬉しくなり、人気の漫画を購入しては動画に加工し、立て続けにアップロードしました。

Aくんはその後、動画サイトの管理者から警告を受けました。

それにもかかわらず、人気漫画を加工した動画を何度も動画サイトにアップロードしました。

その後、Aくんは、著作権法違反容疑で逮捕されました。

【事例の解説（楽曲の違法ダウンロードとコピーの配布）】

楽曲も著作物であり、その著作権は著作権法で保護されています。

購入・レンタルした漫画やアニメは、自分が楽しむ範囲であればコピーできますが、この事例のように、漫画を購入し、その画像をインターネット上に投稿（アップロード）することは著作権侵害にあたります。また、違法にアップロードされたものと知りながらダウンロードすることも著作権侵害にあたります。

この事例は、漫画の紙面を撮影し、その画像をコマ送りにして動画を作成しアップロードしていたもので、発売日前の雑誌を入手して行っていたため被害がより大きくなりました。

違法アップロードは大きな損害賠償が請求されるおそれがあります。例えば、人気コミックを無断配信していたサイト「464.jp」裁判の判決では、「464.jp」のページビュー数をもとに、大手正規配信サイトの使用料から、1億8,000万円もの損害額が認定されています。

（出典）「ダウンロード違法化、どこまで合法？」

http://internet.watch.impress.co.jp/docs/special/20100108_340934.html

また、友だちに市販の漫画やアニメをコピーして配布するのも違法です。著作権についての知識がないために違法にコピーしたものを配り、友人関係にも影響が出てしまうケースが見られます。

保護者も著作権に関する理解が十分ではなく、権利を侵害している場合があります。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「著作権の意味や侵害した場合の影響を指導する」、「どのような行為が著作権の侵害にあたるか理解させる」ことが求められます。

<予防策>

① 著作権の意味や侵害した場合の影響について指導する

- ・著作権とは何か、その意味、種類、作者の権利、著作物の正しい使い方、自由に使える範囲、また、無断で使うとどうなるかなどについて、知っておく必要があります。
- ・著作物には価値があり、その価値を得るために利用者はお金を支払って入手します。著作物の不正なダウンロードやコピーによって著作権が侵害され、作者は本来得られるはずの利益を得ることができず、結果として経済的な損失を被ることになります。それによって、作品の質が低下したり、新製品の開発がしにくくなったりするなどの影響が考えられます。こうした著作権の侵害に対しては、権利者から損害賠償等の請求がなされる場合があります。
- ・漫画やアニメに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響を、子どもに考えさせ、理解させましょう。

<著作権とは>

知的財産権には、「著作権」と「産業財産権」（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）があります。著作権は、文化的な創作物を保護の対象とし、著作権法で保護されています。著作権は著作物を作った時点で発生し、原則として作者の死後 50 年まで保護されます。また、有料無料、上手下手によらず、子どもたちの作文や作った曲なども著作物です。

<著作物の種類>

言語の著作物	論文、小説、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲や歌詞など
舞踊、無言劇の著作物	舞踊や振り付けなど
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、書、マンガなど
建築の著作物	建造物
地図、図形の著作物	地図や図面、模型など
映画の著作物	映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真など
プログラムの著作物	コンピューター・プログラムなど

<自由に使える場合>

定められた条件で自由に使うことができ、私的目的の使用（自分や家族など）のための複製は認められています。ただし、友だちなどに配布するためにコピーしたり、インターネットで送ったりする

ことは、「私的目的の使用」とはいえませんが、著作権の侵害となります。なお、図書館などでの複製、引用、教科書への掲載、学校における複製等の場合は、範囲内で自由に利用できますが、家庭での使用と誤解のないようにしましょう。

<権利の侵害について>

著作物を無断で使うことは著作権侵害となります。ただし、許諾が必要ない場合には著作権の侵害にはなりません。デジタル方式で著作物をコピーする場合には、著作権者に補償金を支払う必要がありますが、機器や記録媒体を購入するときに上乗せして支払っているため、録音・録画ごとに支払う必要はありません。したがって、購入したCDの楽曲を、自分で楽しむだけのためにコピーすることは問題ありません。

<罰則>

著作権侵害は犯罪です。ただし、被害者が告訴する必要があります。

著作権の侵害は、10年以下の懲役または1000万円以下の罰金となります。（著作権法第119条）

（出典） 社団法人著作権情報センター（CRIC） <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime.html>

② どのような行為が著作権の侵害にあたるかを理解させる

a) 著作権者の許諾を得ないでアップロードすることは著作権侵害になる

- ・市販されている漫画やアニメを動画サイトにアップロードする等、著作権者の許諾を得ないでサイトにアップロードすることは、著作権の侵害となります。
- ・サイトの参加者に喜ばれることを期待してアップロードを繰り返す場合があるため、注意しましょう。

b) 違法サイトと知りながらダウンロードすることは著作権侵害になる

- ・平成22年1月に改正著作権法が施行され、著作権を侵害したサイトと知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法（著作権の侵害）となります。

政府広報 http://www.gov-online.go.jp/pr/theme/tyosakukenho_ichibukaisei.html

文化庁 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「どのような行為が著作権の侵害にあたるか、普段の生活の中で子どもと一緒に考える」ことが求められます。

<予防策>

① どのような行為が著作権の侵害にあたるかを、普段の生活の中で子どもと一緒に考える

- ・違法ダウンロードのほか、自分でコピーした漫画やアニメなどを友だちに配るといった行為も著作権の侵害にあたり、違法行為となります。

- ・保護者や教師は、日頃から子どもとともに、どのようなことが著作権の侵害にあたるのかを確認しましょう。普段行うことで著作権に関わりそうなことを挙げ、著作権の侵害にあたるか、日常生活で気づかないこともありますので、子どもと一緒に考えたり、調べたりしてみましょう。著作権侵害は身近に起こりうることを子どもに認識させましょう。

指導のポイント

- 著作権の意味や侵害した場合の影響を考える：
 - ・保護者や教師は、漫画やアニメに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを子どもと一緒に考えましょう。
(例えば、著作者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下したり新しい作品の制作がしにくくなったりする、著作権の侵害に対して損害賠償等を請求される場合がある、など)
- どのような行為が著作権の侵害にあたるかを理解する：
 - ・著作権者の許諾を得ないでアップロードすること、違法サイトと知りながらダウンロードすることは、著作権侵害にあたり違法です。
 - ・自分でコピーした画像、楽曲、ゲームソフトなどを友だちに配ることも著作権侵害にあたり違法です。

5 誘い出しによる性的被害や暴力行為

5-1 SNSやゲームサイトで知り合った人からの誘い出し・脅迫

誘い出しによる
性的被害や暴力行為

最近、「出会い系サイト」ではなく、フィルタリングにかからないSNSやゲームサイトなどで知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。これらのサイトが出会い系サイトのような目的に利用されることもあります。



SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)



中学2年生(女子)のAさんは、SNSで知り合った女子中学生とメル友になりました。メールのやり取りを続けるうちに、互いに友だちと写っている写真を見せあうようになりました。

ある日、メル友が体のことで悩んでいるからと、裸の写真を送って来て、Aさんにも裸の写真を送るように言ってきました。



最初は戸惑いましたが、相手を信用して送ってしまったところ、とたんに相手の態度が変わり、「言うことをきかないとインターネット上に載せるぞ」と脅迫されるようになりました。

実際には、Aさんのメル友は女子中学生ではなく、成人男性でした。

【事例の解説 (SNSやゲームサイトで知り合った人からの誘い出し・脅迫)】

最近では、出会い系サイトではなく、SNS (ソーシャルネットワーキングサービス (Social Network Service) の略)、ゲームサイト、プロフ (自己紹介サイト) 等で知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。(SNS、プロフについては p.6 参照)

平成22年に全国の警察に摘発されたインターネットサイト関連の事件のうち、SNS等のコミュニティサイトを利用して児童買春や強姦などの被害にあった児童生徒は1,239人で、前年より103人(9.1%)増えています。(図4参照)

(出典) 平成21年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について

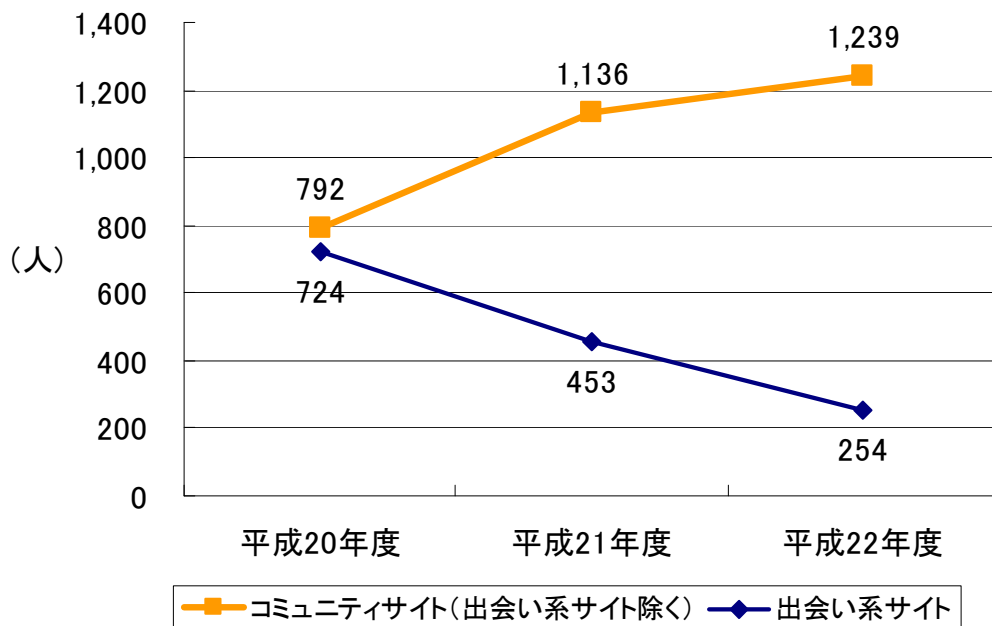
(平成22年2月;警察庁)

警察庁は「出会い系サイトの規制が進む一方、SNS等のコミュニティサイトでの被害が増えつつある」として、注意を呼びかけています。規制が強化された出会い系サイトに代わり、こうしたSNS等のコミュニティサイトが子どもを狙った犯罪の抜け道として悪用されており、売春目的に利用されることもあります。

あるゲームサイトの運営会社は、2歳以上年上の人とメールをできないようにする、文面がおかしいメールは6時間以内に削除するなどのルールを決め、24時間365日休まず監視体制をとっています。しかし、利用者は暗号を使ったりして網の目をかいくぐり、「いたちごっこ」になっているのが現状です。

子どもたちは、学校以外の人と知り合いたいという気持ちから、コミュニティサイトにアクセスします。コミュニティサイトで知り合った人と軽い気持ちで会うと、性的被害や暴行被害を受けるなど、取り返しのつかない大きな痛手となることがあります。そのような悲劇を起こさないために、家庭や学校で子どもとコミュニケーションを図りながら、指導していきましょう。なお、被害例には女子中学生が多いので保護者は十分注意を促しましょう。

図4 コミュニティサイトと出会い系サイトの被害児童生徒数の推移



(出典) 平成22年中のいわゆる出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について

(平成23年2月；警察庁)

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「子どもたちだけの判断で会うことの危険性を指導する」、「個人情報や写真を掲載しないように指導する」、「SNSやゲームサイト等による犯罪が増えていることを理解させる」、「フィルタリングを利用する」ことが求められます。

<予防策>

① 子どもたちだけの判断で会うことの危険性を指導する

- ・ SNS、ゲームサイト、プロフ等で見知らぬ人と知り合い、実際に会うことの危険性を家庭や学校で指導しましょう。子どもたちだけの判断で、知らない人には会わないことを徹底させましょう。
- ・ 見知らぬ人とメールのやり取りをする中で、やさしい言葉をかけられるなどして相手を信頼し、心のうちや個人情報を明かしてしまう子どもがいます。メールのやり取り等だけでは、相手がど

- んな人なのかは分からず、相手を信用することは大変危険であることを十分に理解させましょう。
- ・とりわけ、自己紹介文で「友だち募集」などを書くことは「簡単に会える」と受け取られるため、注意を促しましょう。

② 個人情報や写真をインターネット上に掲載しないように指導する

- ・自分や友だちに関する情報を、SNS、ゲームサイト、プロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもたちへの指導を徹底しましょう。

③ SNSやゲームサイト等による犯罪が増えていることを理解させる

a) コミュニティサイトが出会い系サイトのように利用される

- ・誘い出しによる犯罪被害は、いわゆる「出会い系サイト」から、SNS、ゲームサイト、プロフ等、出会い系サイト以外の「コミュニティサイト」に移行しています。
- ・コミュニティサイト自体は信用が高い事業者が運営していても、その利用者には様々な人がいます。子どもたちには、有名なサイトだからといって安心せずに、コミュニティサイトで知り合った人に会うことの危険性を理解させましょう。

b) コミュニティサイトによる犯罪の被害者は女子が多い

- ・平成 22 年にコミュニティサイトを利用して犯罪被害にあった児童生徒（1,239 人）のうち、女子が 96.0%（1,190 人）を占めています。誘い出しは、援助交際、暴行、恐喝、脅迫など取り返しのつかない事件に巻き込まれる恐れがあるので注意が必要です。

④ フィルタリングを利用する

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、アクセス制限サービス（フィルタリング）を利用し、子どもが安易に出会い系サイト等にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話（PHS も同様）各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年（18 歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者申し出ることが必要です。（青少年インターネット環境整備法）
- ・なお、SNSやゲームサイト等はフィルタリングできないことも多いため、注意しましょう。

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「SNS等の利用に関する家庭のルールを決める」、「保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処として、「トラブルにあったら大人に相談する」ことができるよう、子どもとの信頼関係を築いておくことが大切です。

<予防策>

① SNS等の利用に関する家庭のルールを決める

- ・SNSやゲームサイト等で知り合った人とは直接会わない、出会い系サイトにはアクセスしない、個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を教えない、携帯電話の利用時間は夜9時まで、など子どもと一緒に話し合っ家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② 保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する

- ・携帯電話は子どもが所有しているのではなく、保護者が貸与しているものです。
- ・保護者は、子どもが使う携帯電話やパソコンのアクセス履歴を見るなどして、犯罪に巻き込まれる危険性のあるサイトを見ていないか確認しましょう。
- ・子どもが家庭のルールを守らなければ、携帯電話を取り上げるくらいの強い姿勢を示すべきです。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談する

- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、SNSやゲームサイト等のコミュニティサイトでトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- 子どもたちだけの判断で会うことは危険である：
 - ・SNSやゲームサイト等で知り合った人がどんな人かは、メールなどのやり取りだけでは分かりません。子どもたちだけの判断で会ったり、個人情報等を教えたりすることは大変危険であることを理解しましょう。
 - ・自己紹介で「友だち募集」と書くことは「簡単に会える」と受け止められるため、注意しましょう。
- SNSやゲームサイト等による被害が増えている：
 - ・最近では、出会い系サイトよりもSNSやゲームサイト等で知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。また、これらの犯罪の被害者は女性が多く、特に18歳未満の女子児童生徒が多い傾向にあるため、特に注意しましょう。
 - ・SNS上の名前、性別、学校名などの情報は正しいとは限らないことに注意しましょう。
- フィルタリングを利用する：
 - ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易に出会い系サイト等にアクセスできないようにしましょう。
- トラブルにあったら相談する：

- ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

5-2 出会い系サイトで知り合った人からの性的脅迫

誘い出しによる
性的被害や暴行行為

軽い気持ちで「出会い系サイト」にアクセスし、見知らぬ人と実際に会った結果、脅迫
や性的被害にあうおそれがあります。

深
犯



中学2年生（女子）のAさんは、軽い気持ちで出会い系サイトに「誰かカラオケに連れて行ってくださいねか」と書き込みました。

すると、高校生の男子から返事があったので、Aさんの友だち何人かで、カラオケに行くことにしました。



カラオケで盛り上がったので、「お酒を飲ませてあげる」と言われて、ついていってしまいました。

すると、そこには怖い人がいて、「売春させるぞ」と脅されました。Aさんと友だちは、すきを見て逃げ出し、コンビニに駆け込みました。

【事例の解説（出会い系サイトで知り合った人からの性的脅迫）】

平成20年12月、いわゆる「出会い系サイト規制法」が改正され、出会い系サイト事業者への取締りが強化されました。このため、最近では出会い系サイトからの誘い出しによる被害者の数は減ってきています。平成22年の被害者は397人で、前年に比べて151人（27.6%）減少しました。

出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童生徒は、被害者全体の64.0%にあたる254人で、そのうち女子が99.6%（253人）を占めています。犯罪被害にあった児童生徒254人のうち251人（98.8%）が、出会い系サイトへのアクセス手段として携帯電話を使用しています。

また、禁止誘引行為（出会い系サイトの掲示板に児童生徒を相手とした異性交際を求める書き込みをすること等）の検挙件数は404件で、前年と比べ56件増加しており、このうち児童生徒による禁止誘引行為の件数は284件と、前年比で62件増加しています。

（出典）平成22年中のいわゆる出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について
（平成23年2月；警察庁）

出会い系サイトは誘引行為がサイトの目的となっています。出会い系サイトからの誘い出し被害の件数が減っているとはいえ、子どもを狙ったものは多く、好奇心や興味本位でアクセスした結果、犯罪に巻き込まれる危険性が高いことを十分に理解する必要があります。特に女子は、援助交際、暴行、恐喝、脅迫など取り返しのつかない事件に巻き込まれる恐れがあるので注意が必要です。

保護者は、子どもの安全のためにと携帯電話を持たせて安心するのではなく、子どもを監督する責任があることを認識しましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「子どもたちだけの判断で会うことの危険性を指導する」、「個人情報や写真をインターネット上に掲載しないように指導する」、「コミュニティサイトによる被害者は女子が多いことを理解させる」、「フィルタリングを利用する」ことが求められます。

<予防策>

① 子どもたちだけの判断で会うことの危険性を指導する

- ・SNSやゲームサイト、プロフ、出会い系サイト等で見知らぬ人と知り合い、実際に会うことの危険性を家庭や学校で指導しましょう。子どもたちだけの判断で、知らない人には会わないことを徹底させましょう。
- ・見知らぬ人とメールのやり取りをする中で、やさしい言葉をかけられるなどして相手を信頼し、心のうちや個人情報を明かしてしまう児童生徒がいます。メールのやり取りだけでは、相手がどんな人なのかは分からず、書かれている内容が正しいのかどうかは判断ができないこと、相手を信用することは大変危険であることを十分に理解させましょう。

② 個人情報や写真をインターネット上に掲載しないように指導する

- ・自分や友だちに関する情報を、SNS等のコミュニティサイト、出会い系サイトなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもたちへの指導を徹底しましょう。

③ 出会い系サイトによる被害者は女子が多いことを理解させる

- ・平成22年に出会い系サイトに起因して犯罪被害にあった児童生徒(254人)のうち、女子が99.6%(253人)を占めています。誘い出しは、援助交際、暴行、恐喝、脅迫など取り返しのつかない事件に巻き込まれる恐れがあるので注意が必要です。

④ フィルタリングを利用する

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、アクセス制限サービス（フィルタリング）を利用し、子どもが安易に出会い系サイト等にアクセスできないようにしましょう
- ・携帯電話（PHSも同様）各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年（18歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者に申し出ることが必要です。（青少年インターネット環境整備法）

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「SNS等の利用に関する家庭のルールを決める」、「保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処として、「トラブルにあったら大人に相談する」ことができるよう、子どもとの信頼関係を築いておくことが大切です。

<予防策>

① SNS等の利用に関する家庭のルールを決める

- ・出会い系サイトにはアクセスしない、SNSやゲームサイト等で知り合った人とは直接会わない、個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を教えない、携帯電話の利用時間は夜9時まで、など子どもと一緒に話し合って家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② 保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する

- ・携帯電話は子どもが所有しているのではなく、保護者が貸与しているものです。
- ・保護者は、子どもが使う携帯電話やパソコンのアクセス履歴を見るなどして、犯罪に巻き込まれる危険性のあるサイトを見ていないか確認しましょう。
- ・子どもが家庭のルールを守らなければ、携帯電話を取り上げるくらいの強い姿勢を示すべきです。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談する

- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、出会い系サイト等でトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- 子どもたちだけの判断で会うことは危険である：
 - ・出会い系サイト等で知り合った人がどんな人なのかは、メールなどのやり取りだけでは分かりません。子どもたちだけの判断で会ったり、個人情報等を教えたりすることは大変危険であることを理解しましょう。
 - ・自己紹介で「友だち募集」と書くことは「簡単に会える」と受け止められるため、注意しましょう。
- 出会い系サイトによる被害者は女子が多い：
 - ・出会い系サイトをきっかけとした犯罪の被害者は女性が多く、特に18歳未満の女子児童生徒が多い傾向にあります。見知らぬ人と実際に会ったために、性的犯罪など取り返しのつかない事件に巻き込まれる可能性があるため、特に注意しましょう。

● フィルタリングを利用する：

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易に出会い系サイト等にアクセスできないようにしましょう。

● トラブルにあったら相談する：

- ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

5-3 掲示板等への書き込みが原因での暴力行為

誘い出しによる
性的被害や暴行行為

掲示板やブログ、プロフィールへの書き込みがもとでトラブルが発生することもあります。書き込みをされた人がその内容に怒って、書き込みをした人に暴行を加え、死亡させた事例もあります。

深
犯

ブログ：日記やそれに対するコメントを書き込むことができるサイト
プロフィール：自己紹介（プロフィール）サイト



中学2年生（男子）のAくんは、野球部員。ライバル校との練習試合に負けてしまった腹いせで、掲示板にその学校のピッチャーの悪口を書いてしまいました。

ある日、Aくんが下校するとき、校門の前でライバル校の野球部員が待ち伏せしていました。



Aくんは、そのまま人があまり来ない公園に連れて行かれ、ライバル校の野球部員数人から暴行を受けました。

幸いなことに、たまたま通りかかった30代の男性が止めに入ったので、ライバル校の野球部員は逃げて、Aくんは助かることができました。

【事例の解説（掲示板への投稿から個人情報をもとに暴力行為に発展）】

掲示板やブログ、プロフィールへの書き込みがもとでトラブルが発生することもあります。書き込みをされた人がその内容に怒って、書き込みをした人に暴行を加え、死亡させた事例もあります。

子どもたちは、自分の行動がどのような結果を招くかを考えずに、一時の感情に任せて行動してしまうことがあります。暴力事件を引き起こすことにより相手を傷つけ、最悪の場合は命を奪ってしまうこともあります。家庭や学校で、実際に起こった事件の事例も示しながら、子どもたちを指導する必要があります。

<暴力事件の実例>

- 平成20年5月、プロフィールへの書き込みを腹を立てて暴行したとして、東京都の女子中学生（15歳=当時中学3年生）ら少女7人が逮捕されました。女子中学生（13歳=当時中学1年生）が、自分のプロフィールに「かかってこい」などと書き込んだことに立腹し、公園に呼び出し殴る蹴るの暴行を加え、頭などに全治1週間のけがを負わせました。
- 平成20年7月、群馬県で高校1年の男子高校生（当時15歳）が、自分のプロフィールに「ギターをやっている奴にろくな奴はいない」などと書き込んだことから、バンド活動をしていた元同級生の無職少年（当時15歳）とトラブルになり、暴行を受け死亡しました。

軽い気持ちで掲示板やブログ、プロフィールに書き込んだ内容でも、受け手がとても腹を立てたり、傷ついたりすることがあります。些細なきっかけであっても、傷害事件、傷害致死事件に発展してしまうことがあります。書き込む内容には十分注意する必要があります。日頃から、相手の気持ちを考え、

相手を思いやるコミュニケーションを心がけるように指導しましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「インターネットの特性を理解させる」、「暴力事件等を起こした場合の法的な責任を教える」ことが求められます。

<予防策>

① インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まる

・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができないことを理解させましょう。

b) 書き込みをした人は特定できる

- ・インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ることを理解させましょう。
- ・子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。
- ・インターネットカフェのような場所のパソコンを使って書き込みをした場合も同じです。

② 暴力事件等を起こした場合の法的な責任を教える

- ・インターネット上の書き込みに腹が立ったからとはいえ、傷害事件を起こした場合は、刑法第204条に基づき、「傷害罪」が適用されます。刑法第204条では、「人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」と規定されています。
- ・相手の身体を傷害し、人を死亡させた場合には、「傷害致死罪」が適用されます。刑法第205条では、「身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する」と規定されています。
- ・20歳未満の子どもであっても、14歳以上の場合には、成人の事件と同様に警察、検察の捜査が行われます。その後、家庭裁判所（14歳未満の「触法少年」の場合は児童相談所）に送致され、少年院送致を含む措置がとられます。

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「相手の気持ちを考えるように指導する」ことが求められます。

トラブルへの対処として、「トラブルにあったら大人に相談する」ことができるよう、子どもとの信頼関係を築いておくことが大切です。

<予防策>

① 相手の気持ちを考えるよう指導する

a) 相手を傷つけるような言葉は使わない

- ・インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導しましょう。
- ・書き込んだ本人は軽い冗談のつもりで書いた言葉でも、気づかないうちに相手をひどく傷つけてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。

b) 文字によるコミュニケーションは感情や真意が伝わりにくい

- ・文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して感情が伝わりにくいことがあります。また、短い文章では、自分が本来伝えたい真意が伝わらずに、相手に誤解されてしまうことがあります。
- ・文字によるコミュニケーションは、対面でのコミュニケーションとは違い、相手に自分の意図が伝わりにくいことを理解させましょう。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談する

- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、トラブルにあった場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。他の子どもがトラブルあっていることに気づいた場合についても同じです。

指導のポイント

● 相手の気持ちを考える：

- ・軽い気持ちで書いた言葉が、相手をひどく傷つけたり、腹を立てさせてしまうことがあります。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
- ・文字によるコミュニケーションは、対面と比べて感情や真意が伝わりにくいので気をつけましょう。

● インターネットの特性を理解する：

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

● 暴力事件等を起こした場合、法的な責任を問われる：

- ・書き込みに腹が立っても、暴力に訴えるような行為をしてはいけません。暴力行為は法的に罰せられます。

● トラブルにあったら相談する：

- ・トラブルにあった場合やトラブルに気づいた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

6 ネット依存による健康被害

6-1 ゲーム依存やパソコンの長時間使用による日常生活への悪影響

ネット依存による健康被害

ゲームのやり過ぎによって、勉強、日常生活、人間関係、健康といった面に影響を及ぼすという事例が報告されています。

また、パソコンでの動画サイトの長時間視聴などでも同様の問題が起きています。

多
深



小学校5年生（男子）のAくんは、オンラインゲームにはまっています。夜中でも親に隠れてこっそりゲームで遊んでいます。

ゲームに参加しないと、仲間はずれにされるのではないかと心配で、途中でやめられなくなっています。

Aくんは、睡眠不足が続いているため、勉強する気が起きなくなってしまい、学校の授業に集中できなくなっています。

【事例の解説（ゲーム依存により日常生活に悪影響）】

子どもたちは、ゲームのやり過ぎが身体や精神面にどのような影響を及ぼすかを深く考えずに、ゲームに夢中になっています。また、保護者もゲームが心身に与える影響についての知識を持っていないために子どもが喜ぶものを買って与えてしまい、結果として子どものゲーム依存を助長してしまうことがあります。

ゲームのやり過ぎが心身の悪影響を引き起こすことを懸念し、アメリカ、カナダ、中国、韓国、日本などで、ゲーム依存の原因、症例、治療法などについて精神科医や脳科学者等が研究しています。研究によると、ゲームのやり過ぎによって、日常生活、人間関係、健康などに影響が出ているという事例が数多く報告されています。

身体への悪影響としては、主に睡眠不足による疲労や視力の低下などが挙げられています。2002年には、86時間連続でネットゲームをプレイし続けた韓国の24歳の男性が死亡しました。その死因は激しい疲労とみられています。

精神面への悪影響も懸念されています。ゲーム依存になると、気力が低下して気分が憂鬱になったり、学校での人間関係に関心が低くなったりします。その症状が悪化すると、ひきこもりになる危険性もあります。

また、ファイティングゲームなどの場合は、戦闘相手を倒す目的で武器などのアイテムを購入するために、多額のお金を費やしてしまうケースもあります。

実際にゲームのやり過ぎによって心身への悪影響を引き起こしていても、子どもたちは、自分の意思でゲームをやめることができなくなってしまうことが多いのです。

子どもたちの間で動画サイトの人気が高まっており、このような心身への悪影響の問題は、パソコンでの動画サイトの長時間視聴などでも起きており、注意が必要です。

保護者や教師は、子どもの顔色や体調、生活習慣などの変化に気をつけ、子どもがゲーム依存になっていないかを確認するようにしましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「ゲームやパソコンの長時間使用が心身に及ぼす影響を知り、子どもに教える」ことが求められます。

<予防策>

① ゲームやパソコンの長時間使用が心身に影響を及ぼす危険性を知り、子どもに教える

- ・保護者や教師は、ゲームのやり過ぎが心身に深刻な影響を及ぼす危険性について知るようにしましょう。具体的には、睡眠不足や視力の低下だけでなく、何もやる気にならない、家から出られない（ひきこもり）などもあります。
- ・子どもにゲーム機やゲームソフトを与える際は、ゲーム依存がとても身近なものであり、自分にも起こる危険性があることを子どもに教えましょう。これは、パソコンでの動画サイトの長時間視聴などでも同様です。

<対処方法>

① 最寄りの専門機関に相談する

- ・子どものゲーム依存が深刻な場合、最寄りの専門機関に相談することを検討しましょう。心療内科に相談することも考慮に入れます。

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決める」、「子どもの身体や生活習慣の変化を確認する」ことが求められます。

<予防策>

① ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決める

a) 子どもと話し合ってルールを決める

- ・1日のうちゲームやパソコンをしてもよい時間を決める、ゲームは宿題をした後にするなど、子どもと一緒に話し合ってゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決め、守らせるように

しましょう。

b) ゲーム仲間に上手に「No」と言えるように指導する

- ・ネットゲームのようにチームで対戦相手がいる場合、自分だけがゲームをやめると言いづらいものです。しかし、ゲーム依存にならないように、時にはゲーム仲間に上手に「No（今日はこれでやめる）」と言えるように指導しましょう。

② 子どもの身体や生活習慣の変化を確認する

- ・子どもがゲーム依存やパソコンの長時間使用に陥っている場合、子どもの顔色や体調、日々の生活習慣（夜遅くまで起きている、食後すぐに部屋にこもるなど）に変化が起きます。
- ・保護者や教師は、日々の変化に気をつけ、子どもがゲーム依存やパソコンの長時間使用に陥っていないかを確認し、その兆候に早めに気づくようにしましょう。

指導のポイント

- ゲームやパソコンの長時間使用は心身に影響を及ぼす危険性がある：
 - ・ゲームのやり過ぎやパソコンの長時間使用は、睡眠不足や視力の低下につながるだけでなく、何もやる気にならない、家から出られない（ひきこもり）など、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす危険性があります。
- ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決める：
 - ・1日のうちゲームやパソコンをしてもよい時間を決める、ゲームは宿題をした後にするなど、ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを話し合っ決めて、それを守るようにしましょう。
 - ・家庭で決めたルールは友だちにも伝え、時にはゲーム仲間に上手に「No」と言えるようにしましょう。
- 子どもの身体や生活習慣の変化を確認する：
 - ・保護者は、子どもの身体や生活習慣の変化を日々確認し、ゲーム依存やパソコンの長時間使用の兆候に早めに気付くようにしましょう。

6-2 ケータイ依存による情緒不安定

ネット依存による健康被害

携帯電話をそばに置いていないと不安になったり、メールができないと情緒不安定に陥ったりするなど、携帯電話への依存は日常生活に支障をきたします。

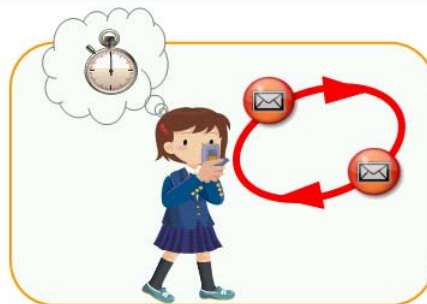
多

深



中学2年生(女子)のAさんは、いつも携帯電話を手元に置いてメールをしています。

食事中でも、何通もメールが届くので、なかなか食べ終わりません。また、家族旅行でも、電波が届かないところには行きたがらないなど、メールをすることを何よりも優先してしまいます。



最近、誰かとメールをしていないと孤独感を感じ、友だちからのメールの返信が少しでも遅れると不安になるなど、情緒不安定になってしまいました。

今ではメールでのコミュニケーションが中心になってしまい、友だちと直接会って話すことが苦手になってしまいました。

【事例の解説（ケータイ依存により情緒不安定に）】

携帯電話を所有している高校生を対象とした調査によると、学校の授業中に携帯電話を使う生徒が62%を占め、そのうち79%がメール、44%がコミュニティサイト、35%がプロフ（自己紹介サイト）を利用していると回答しています。また、同調査で、50%の生徒がお風呂に入るときも携帯電話を使うと回答しています。（携帯電話各社は、防水型の携帯電話を販売しています。）

また、「眠る直前まで携帯を使っている」と回答した生徒は87%、「30分に1回は携帯をチェックする」は62%、「携帯が圏外だと不安だ」は54%と、四六時中携帯電話を手にしており、少しでも離れると不安に感じるような「ケータイ依存」ともいえる高校生の実情が浮かび上がってきます。

（出典）高校生の携帯事情に関する調査（平成21年9月；マクロミル）

文部科学省の「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」によると、中学2年生の1日のメールの送受信件数は、「10件未満」が28.9%、「10件以上30件未満」が27.9%、「30件以上50件未満」が13.9%、「50件以上100件未満」が12.2%、「100件以上」が7.3%という結果でした。したがって、中学2年生では、1日に30件以上送受信する生徒が3分の1を占めています（図5参照）。

（出典）子どもの携帯電話等の利用に関する調査（平成21年5月；文部科学省）

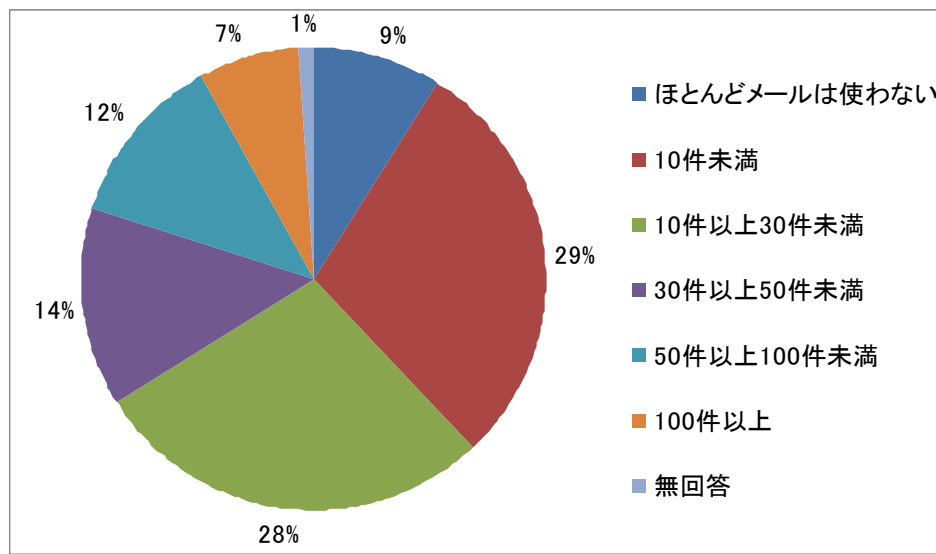
一部の子どもたちの間では、メールの返信が遅れることがマナー違反とされています。返信の遅れによって相手を傷つけたり、相手に嫌われたりすることを不安に感じる子どもは少なくありません。「モバイル社会白書2007」によると、小学3年生から高校生の約8割が返信に30分かかると遅いと感じ、約6割は10分でも遅いと感じています。

（出典）モバイル社会白書2007（平成19年7月；NTTドコモ モバイル社会研究所）

子どもたちは、携帯電話の使い過ぎが心身にどのような影響を及ぼすかを深く考えずに使っています。保護者も、携帯電話が子どもの心身に与える影響についてはあまり注意を払っていません。

保護者は、子どもがどのように携帯電話を使っているか、1日何件くらいメールを送受信しているかなどを確認するとともに、子どもの体調の変化、顔色、睡眠時間、毎月の携帯電話の利用明細などをきめ細かくチェックして、ケータイ依存にならないように注意しましょう。

図5 中学2年生の1日のメール送受信件数



(出典) 子どもの携帯電話等の利用に関する調査 (平成21年5月; 文部科学省)

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「ケータイ依存が心身に影響を及ぼす危険性を知り、子どもに教える」、「子どもの携帯電話の利用状況を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「最寄りの専門機関に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① ケータイ依存が心身に影響を及ぼす危険性を知り、子どもに教える

- ・保護者や教師は、ケータイの使い過ぎが心身に深刻な影響を及ぼす危険性について知るようにしましょう。ケータイ依存になると、感情をコントロールできなくなり攻撃的になりやすい、といった研究報告があります。
- ・子どもに携帯電話を与える際は、ケータイ依存がとても身近なものであり、自分にも起こる危険性があることを子どもに教えましょう。

② 子どもの携帯電話の利用状況を確認する

- ・毎月の携帯電話の料金請求書を見てパケット通信量が急に増えた場合は、携帯電話の使い過ぎの

恐れがあります。定額制のプランの利用が一般的であるため、通信料金だけでは変化に気づきにくいので、パケット通信量を確認する必要があります。

<対処方法>

① 最寄りの専門機関に相談する

- ・子どものケータイ依存が深刻な場合、最寄りの専門機関に相談することを検討しましょう。心療内科に相談することも考慮に入れます。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防に向けては、「携帯電話の使用に関する家庭のルールを決める」、「子どもの心身や生活習慣に変化を確認する」ことが求められます。

<予防策>

① 携帯電話の使用に関する家庭のルールを決める

a) 子どもと話し合ってルールを決める

- ・食事中は携帯電話を使わない、充電はリビングで行い、自分の部屋に携帯電話を持ち込まない、夜〇時（例えば、夜9時など）以降は使わないなど、子どもと一緒に話し合って携帯電話の使用に関する家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

b) 家庭のルールは友だちにも伝え、理解してもらう

- ・メールの返信が遅れることによって、相手に嫌われるのではないかと不安を感じる子どもは少なくありません。しかし、ケータイ依存になることを防ぐためにも、家庭で決めたルールは友だちにも伝え、すぐに返信できないこともあることを理解してもらうようにしましょう。
- ・また、メールなどのやり取りにばかり偏ると対面でのコミュニケーションが苦手になるといった指摘もあり、友だちどうしでの直接のコミュニケーションの大切さを日頃から伝えましょう。

② 子どもの心身や生活習慣の変化を確認する

- ・子どもがケータイ依存になっている場合、子どもの顔色や体調、日々の生活習慣（夜遅くまで起きている、携帯電話を肌身離さず持つようになるなど）に変化が起こります。
- ・保護者や教師は、日々の変化に気をつけ、子どもがケータイ依存になっていないかを確認し、その兆候に早めに気づくようにしましょう。

指導のポイント

- ケータイ依存は心身に影響を及ぼす危険性がある：
 - ・ケータイ依存になると、感情をコントロールできなくなり、攻撃的になりやすいといった、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす危険性があることを知りましょう。

- 携帯電話の使用に関する家庭のルールを決める：
 - ・ 食事中は携帯電話を使わない、自分の部屋に携帯電話を持ち込まない、夜9時以降は使わないなど、家庭のルールを話し合って決め、それを守るようにしましょう。
 - ・ 家庭で決めたルールは友だちにも伝え、すぐにメールを返信できないこともあることを理解してもらいましょう。
- 携帯電話の利用状況を確認する：
 - ・ 保護者は、携帯電話の料金請求書に記載されているパケット通信量を見て、携帯電話の利用が急に増えていないかなどを確認しましょう。

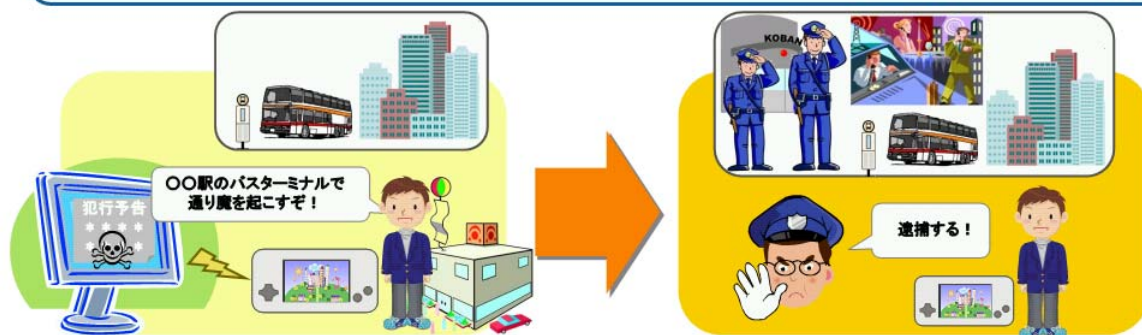
7 犯行予告等

7-1 地域社会に不安を与える犯行予告

犯行予告等

インターネット上に犯行を予告する書き込みは、たとえいたずらであっても、地域の人々や学校、会社の業務などに大きな混乱を与えます。

深
犯



インターネットの掲示板に、ある地域で通り魔殺人を起こすという書き込みが、日時指定でありました。

この書き込みは、インターネットの掲示板やミニブログで大きな話題となりました。

これに対して、80名もの警察官が犯行予告地域に動員されるなど、その地域は混乱しましたが、実際は何も起こりませんでした。

その後、この書き込みから書き込んだ日時や場所が特定され、犯人は逮捕されました。

【事例の解説（地域社会に不安を与える犯行予告）】

インターネットの普及によって、いつでも、誰でもインターネット上の掲示板等に自由に書き込みをして、多くの人目に自分の考えを触れさせることができるようになりました。それ自体は非常に便利なことですが、中にはこの特性を悪用して犯罪に使う人もいます。

特に、平成20年6月の秋葉原無差別殺傷事件で、犯人が事前にインターネット上で犯行予告をしていたことから、これを模倣して犯行を予告するような書き込みが急増しました。警察庁によると、事件のあった平成20年6月8日から23日までの半月ほどの間に12人も逮捕されています。

子どもたちの間でも、同様の書き込みが急増し、通報されています。以下の表は、秋葉原無差別殺傷事件以降に小学生から高校生が逮捕・補導等をされた実績です。

この事例も秋葉原の事件を模倣した事件とされています。実際の犯行は行われませんでした。掲示板に書き込んだ際のIPアドレスから書き込み場所（店舗内の公衆無線LAN）が特定され、防犯カメラに撮影されていた画像から犯人を特定し、威力業務妨害容疑で逮捕されました。公衆無線LANを利用したとしても、複数の証拠を突合することで犯人が特定されました。

（なお、犯人が逮捕された後、犯行予告を行った中学生の実兄がカッターを振り回し、実際に犯行を行いました。実兄の犯行は大事には至りませんでした。）

以下の表は、秋葉原無差別殺傷事件以降に小学生から高校生が逮捕・補導等をされた実績です。

平成 20 年 6 月※	福岡県の女子中学生（13 歳）が「明日殺す全員皆殺し僕に逆らったから・・・学校に乗り込んでやる 殺してやる・・・」と書き込み、軽犯罪法違反（業務妨害）の容疑で児童相談所に通告されました。
平成 20 年 6 月※	福岡県の男子小学生（6 年）が、「明日 4 時に、小学生と生意気な中学生を果物ナイフで殺す。」等と書き込み、軽犯罪法違反（業務妨害）の非行事実で、児童相談所に通告されました。
平成 20 年 6 月※	長野県の男子高校生（16 歳）が、携帯ゲーム機から、他人の無線 LAN を介して「明日、東京の〇〇中学（実名）に討ち入りに行く。午前 9 時半に刺殺する」と書き込み、威力業務妨害の容疑で、逮捕されました。
平成 20 年 6 月※	北海道の男子高校生（17 歳）が学校裏サイトに学年、クラス名と同級生二人の名字に続けて「殺す」と書き込み、脅迫の容疑で逮捕されました。
平成 20 年 6 月※	新潟県の男子中学生（13 歳）が「新潟駅に放火する。放火した後、新潟駅周辺で無差別殺人を起こします。みなさんさようなら」と書き込み、脅迫の非行事実で補導されました。
平成 20 年 7 月※	福岡県の女子小学生（4 年）が、県内の自治体名を挙げて「明日、下校中の 4 年生を殺す」と書き、軽犯罪法違反（業務妨害）の容疑で、児童相談所に通告されました。
平成 20 年 8 月※	静岡県の男子高校生（1 年）が、学校のホームページに「爆薬をしかけた。今月中に爆発させる」と書き込み、威力業務妨害の容疑で書類送検されました。
平成 20 年 11 月※	男子高校生（1 年）が、学校裏サイトに殺人予告を書き込んだとして脅迫容疑で書類送検されました。男子生徒は、学校裏サイトに「担任の先生を殺します」と女性教諭の名前を書き込みました。
平成 21 年 3 月	福岡県の男子高校生（3 年）が、ウィキペディアに「コミックマーケットで参加者を皆殺しにする」などと書き込み、威力業務妨害の容疑で逮捕されました。
平成 22 年 1 月	埼玉県の男子中学生（3 年）が、県内のある市役所のホームページに学校爆破を予告するメールを送り、市内の全小中学校を臨時休校にさせたとして、威力業務妨害の容疑で逮捕されました。生徒は、自宅のパソコンから市のホームページにアクセスし「〇〇し（市名）の学校に爆弾を仕掛けた」とメールを送信しました。

※（出典）ねっと事件簿「ネット掲示板犯行予告事件一覧」から構成

犯行を予告するような書き込みをしてしまった子どもたちは、一様に、「何となくやってしまった」「いたずらのつもりだった」「こんな大騒ぎになるとは思わなかった」などと供述しています。

いたずらや冗談であっても、実際にするつもりがなくても、また、他の人のまねをただけでも、犯行を予告する書き込みは犯罪にあたります。

子どもたちが犯行を予告する書き込みをする場合、子ども自身の心や環境の問題、また、保護者や友人、学校での人間関係やコミュニケーションの問題が背景にあり、それらの問題がきっかけになる場合があります。トラブルを未然に防ぐために、子どもが保護者や教師など周りの大人に相談しやすい信頼関係を日頃から培っていきましょう。信頼関係があれば、子どもが困っているときや悩みを抱えているときに、すぐに察知し、相談にのることができます。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「犯行を予告する書き込みは犯罪にあたることを理解させる」、「インターネットの特性を理解させる」ことが求められます。

<予防策>

① 犯行を予告する書き込みは犯罪にあたることを理解させる

- ・犯行を予告する書き込みがあると、警察が予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させたりして、多くの人に混乱を与えます。例えば鉄道会社に爆破予告があった場合などは、被害を防ぐために列車を運休させて駅や車両を点検したりするため、正常な業務ができなくなります。
- ・このため、業務妨害罪、脅迫罪などに問われることがあり、民事でも損害賠償を請求されることがあります。

<威力業務妨害罪>

刑法第 234 条には「威力を用いて人の業務を妨害した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する」と規定されています（威力業務妨害罪）。

<偽計業務妨害罪>

刑法第 233 条には「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する」（偽計業務妨害罪）と規定されています。偽計業務妨害罪は、嘘の情報を用いて人の業務を妨害したときに該当する罪で、秋葉原無差別殺傷事件の模倣犯がこれに相当します。

<脅迫罪>

刑法第 222 条には「身体・生命・自由・名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は 2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する」と規定されています（脅迫罪）。特定の人物を殺傷する予告をした場合に当たります。

② インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まる

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。

b) 書き込みをした人は特定できる

- ・インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ります。
- ・子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。インターネットカフェのような場所のパソコンを使って書き込みをした場合も同じです。

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「書き込んだ内容が周囲にどれだけ迷惑をかけるかを考えるように指導する」、「子どもが相談しやすい環境をつくる」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「犯行予告を見つけたら大人に連絡する」ように指導しておくことが大切であるほか、「学校の緊急速報や地域のホームページで周知する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 書き込んだ内容が周囲にどれだけ迷惑をかけるかを考えるように指導する

- ・犯行を予告する書き込みがあると、多くの人に混乱を与えます。軽い気持ちやいたずら心であっても、実際にするつもりはなくても、また、他の人のまねをただけであっても、周囲に多大な迷惑をかけることをよく考えさせ、理解させましょう。

② 子どもが相談しやすい環境をつくる

- ・犯行を予告するような書き込みをする子どもは、心にストレスや心理的なプレッシャーを受けている場合があります。
- ・保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境をつくっておくとともに、コミュニケーションを密にし、子どもの心の変化を早く察知できるように心がけましょう。
- ・もし子どもが大きなストレスを抱えているのであれば、カウンセラーなどの専門家に相談し、きめ細かなケアを行いましょう。

<対処方法>

① 犯行予告を見つけたら大人に連絡する

- ・インターネット上で犯行を予告する書き込みを発見したら、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡するよう子どもに指導しましょう。

② 学校の緊急速報や地域のホームページで周知する

- ・希望者には、犯行を予告する書き込みがあったことを学校などの緊急連絡網などのメールで一斉配信したり、地域のホームページに防犯情報を掲載したりしてもらうなど、情報共有の仕組みを利用するのもよいでしょう。

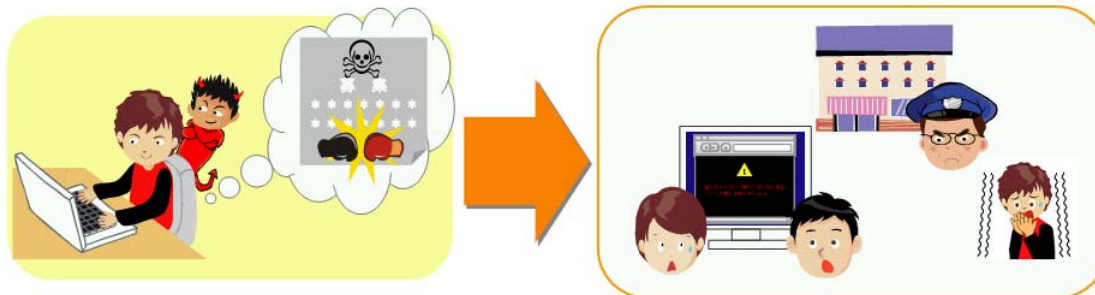
指導のポイント

- 犯行を予告する書き込みは犯罪にあたる：
 - ・軽い気持ちやいたずら心であっても、犯行を予告する書き込みをすると、多くの人に迷惑をかけます。
 - ・実際にするつもりがなく、他の人のまねをただけでも、罪に問われることがあります。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

- 犯行予告を見つけたら周りの大人に連絡する：
 - ・自分の身近な地域で、犯行を予告する書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡しましょう。
- 子どもが相談しやすい環境をつくる：
 - ・書き込みをする子どもも大きなストレスを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境をつくりましょう。

「嫌がらせをしよう」などの呼びかけを掲示板に書き込むことは、実際にはするつもりがなくても、相手を傷つけたり、多くの人に迷惑をかけたりします。

深
犯



中学2年生（男子）のAくんは、いたずら心からインターネットの掲示板に「暴りたい人は〇〇駅に〇日〇時に集合！ 〇〇（名前）を殴っちゃおう」と書き込みました。

それについて、何件か盛り上げようとする書き込みがされましたが、実際には実行しませんでした。

しかし、その掲示板を見た先生が警察に通報し、警察が犯行防止のために周辺を1日中パトロールしたり、学校でも全校集会で議題に取り上げられたりと、大きな問題に発展してしまいました。

Aくんは、軽い気持ちで書き込んでしまったことをとても後悔しました。

【事例の解説（掲示板での特定の個人に対する嫌がらせ）】

インターネット上の掲示板等で嫌がらせをしようと呼びかけるような書き込みは、実際にはするつもりがなくても、相手を傷つけ、多くの人に迷惑をかけます。書き込みの内容、影響の大きさによっては、罪に問われることとなります。いたずらや冗談であっても「危害を加える」という書き込みは、犯罪にあたります。

また、「危害を加える」というような悪質な書き込みは、警察からの要請があればサイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。

<威力業務妨害罪>

この事例のように「暴りたい人は〇〇駅に〇日〇時に集合！」と書き込み、鉄道の運行を止めたり、駅周辺のお店の営業活動を止めたりした場合は、威力業務妨害罪に問われることがあります（刑法第234条「威力を用いて人の業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」）。

<軽犯罪法違反>

軽犯罪法違反（いたずらによる業務妨害）に問われることもあります。軽犯罪法はさまざまな軽微な秩序違反行為に対して拘留、科料の刑を定める法律で、軽犯罪法違反の場合、拘留されたり、罰金を払わされたりします（軽犯罪法 第1条 第31項「他人の業務に対して悪戯などでこれを妨害した者」）。

この事例では、男子生徒は冗談やいたずらのつもりで掲示板に嫌がらせを書き込みましたが、一度インターネット上に書き込むと、言い訳は通用しません。いたずら心から書き込んだとしても、自分の行動がどのような結果を招くかについて、よく考えなければなりません。

子どもたちが、掲示板等に友だちへの嫌がらせを呼びかけるような書き込みをする場合、子ども自身の心や環境の問題、また、保護者や友人、学校での人間関係やコミュニケーションの問題が背景にあり、その友だちとの人間関係がうまくいっていないことがきっかけになる場合があります。トラブルを未然に防ぐために、子どもが保護者や教師など周りの大人に相談しやすい信頼関係を日頃から培っていきましょう。信頼関係があれば、子どもが困っているときや悩みを抱えているときに、すぐに察知し、相談にのることができます。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブルの予防に向けては、「特定の人に危害を加えるような書き込みは犯罪にあたることを理解させる」、「インターネットの特性を理解させる」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 特定の人に危害を加えるような書き込みは犯罪にあたることを理解させる

- ・ 特定の人に危害を加えるような書き込みがあると、警察が予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させたりして、多くの人に混乱を与えます。
- ・ このため、業務妨害罪、脅迫罪などに問われることがあります（具体的な規定については P67 参照）、民事でも損害賠償を請求されることがあります。

② インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まる

- ・ インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができないことを理解させましょう。

b) 書き込みをした人は特定できる

- ・ インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ることを認識させましょう。
- ・ 子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができることを理解させましょう。インターネットカフェのような場所のパソコンを使って書き込みをした場

合も同じです。

<対処方法>

① 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

- ・掲示板等へ書き込まれた内容が名誉毀損等にあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページのURL、書き込みをした者のIDなどを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）したうえで、サイトの管理者等に削除を依頼することができます。
- ・身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブルの予防に向けては、「相手の気持ちを考えるように指導する」、「書き込んだ内容が周囲にどれだけ迷惑をかけるかを考えるように指導する」、「子どもが相談しやすい環境をつくる」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「犯行予告を見つけたら大人に連絡する」ように指導しておくことが大切です。

<予防策>

① 相手の気持ちを考えるように指導する

- ・インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導しましょう。
- ・また、書き込んだ本人は軽い冗談のつもりやいたずら心で書いた言葉でも、気づかないうちに相手をひどく傷つけてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。

② 書き込んだ内容が周囲にどれだけ迷惑をかけるかを考えるように指導する

- ・特定の人に危害を加えるような書き込みがあると、警察が予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させたりして、多くの人々に混乱を与えます。軽い気持ちやいたずら心であっても、実際にするつもりがなくても、また、他の人のまねをただけであっても、周囲に多大な迷惑をかけることをよく考えさせ、理解させましょう。

③ 子どもが相談しやすい環境をつくる

- ・子どもたちが、友だちに対して掲示板などに嫌がらせを書き込む場合、その友だちとの人間関係がうまくいっていないことが想定されます。また、心にストレスや心理的なプレッシャーを受けている場合があります。
- ・保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境をつくっておくとともに、コ

コミュニケーションを密にして、子どもの心の変化を早く察知できるように心がけましょう。

- ・もし子どもが大きなストレスを抱えているのであれば、カウンセラーなどの専門家に相談し、きめ細かなケアを行いましょう。

<対処方法>

① 犯行予告を見つけたら大人に連絡する

- ・特定の子どもの対象に危害を加えるといった書き込みを発見したら、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡するよう子どもに指導しましょう。

指導のポイント

- 特定の人に危害を加えるような書き込みは犯罪にあたる：
 - ・軽い気持ちやいたずら心であっても、人に危害を加えるといった書き込みは、相手を深く傷つけます。
 - ・実際にするつもりがなく、書き込みをするだけでも、罪に問われることがあります。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- 犯行予告を見つけたら周りの大人に連絡する：
 - ・インターネット上で、人に危害を加えるといった書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡しましょう。
- 子どもが相談しやすい環境をつくる：
 - ・書き込みをする子どもも人間関係の不安などを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃からコミュニケーションを密にして、子どもの心の変化を早く察知するように努めましょう。